

令和6年度 中小企業組合運営事業

組合税務 2

インボイスと「電子帳簿保存法」の改正で  
税務調査が変わる？

大阪府中小企業団体中央会

# 税務行政のDX

～「税務行政の将来像2023」の3つの柱とは～

令和6年2月

国税庁

※ この資料は令和6年1月時点の情報をもとに作成しています。



## 目 次

- 税務行政の将来像2023の全体像
- 納税者の利便性の向上
- 課税・徴収事務の効率化・高度化
- 事業者のデジタル化促進

## 目 次

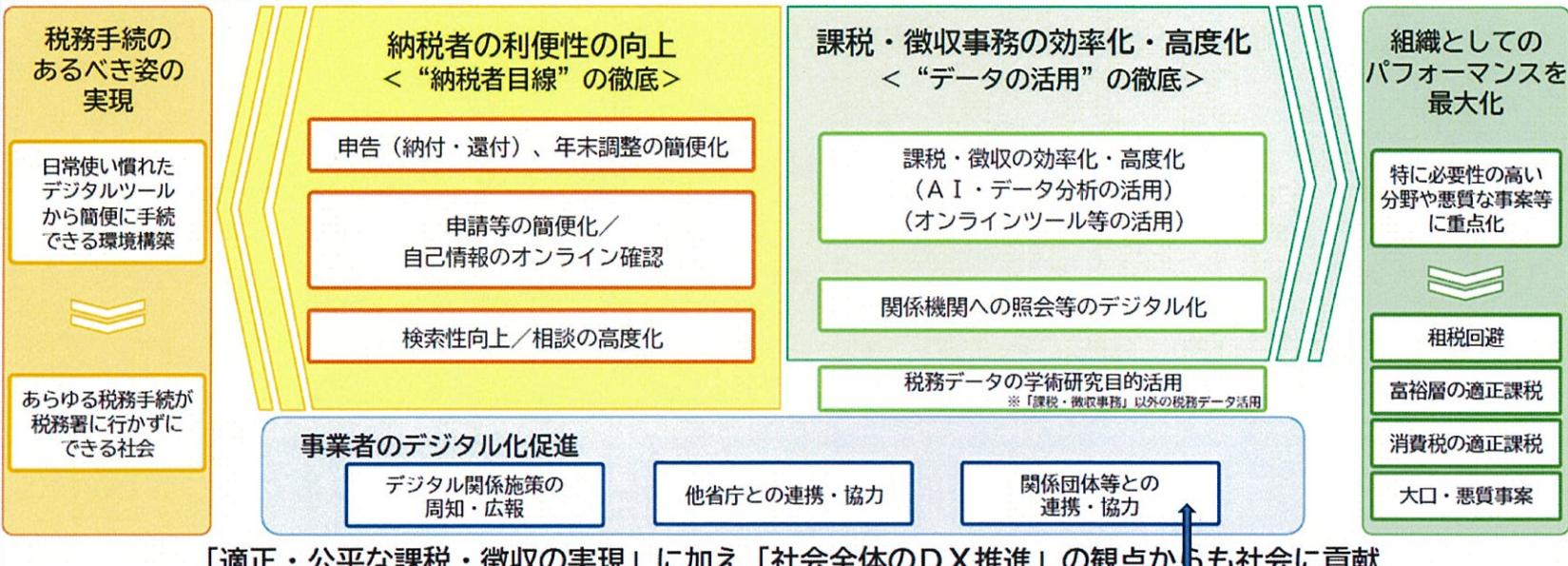
### ☞ 税務行政の将来像2023の全体像

- 納税者の利便性の向上
- 課税・徴収事務の効率化・高度化
- 事業者のデジタル化促進

## 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション -税務行政の将来像 2023-

- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組みます。
- ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。  
→ 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献します。

### 税務行政の将来像



- \* 紳税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
- \* デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
- \* 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

4

新たな取り組み

5

# スマート税務行政の実現に向けて

令和元年6月

「税務行政の将来像（平成29年6月）」の公表から令和元年6月までに実現又は具体化した取組及び今後の課題を整理し、引き続き、計画的かつ着実に取り組むことにより、スマート税務行政の実現を図る。

## 納税者の利便性の向上

### 税務手続のデジタル化

- e-Taxの推進
  - ・更なるe-Taxの使い勝手の向上
  - ・マイナポータルを活用した確定申告手続の電子化
- 年末調整手続の電子化

### 税務相談の効率化・高度化

- I C Tを活用した電話相談・自己解決ブースの窓口への設置
- チャットボットの導入
- 国税庁ホームページの掲載情報の充実

### 税務署窓口のスマート化

- 納付手段の多様化・キャッシュレス化の推進
- 納税証明書の発行の電子化・簡便化
- I C Tを活用した電話相談・自己解決ブースの窓口への設置（再掲）

## 課税・徴収の効率化・高度化

### 調査等の高度化

- 情報収集の拡大
  - ・C R S情報の積極的な活用、情報照会手続を活用した的確な情報収集など

### 情報分析の高度化

- ・機械学習技術による選定の高度化の検討、大量データのマッチング分析など

### 複雑困難事案への対応

- ・国際的租税回避への対応
- ・富裕層に対する適正課税の確保
- ・消費税の適正課税の確保
- ・大口・悪質事案への対応
- ・新しい経済取引への対応

### 徴収の効率化・高度化

## インフラ整備と業務改革

### 情報システムの高度化（業務フロー見直しと一体的に実施）



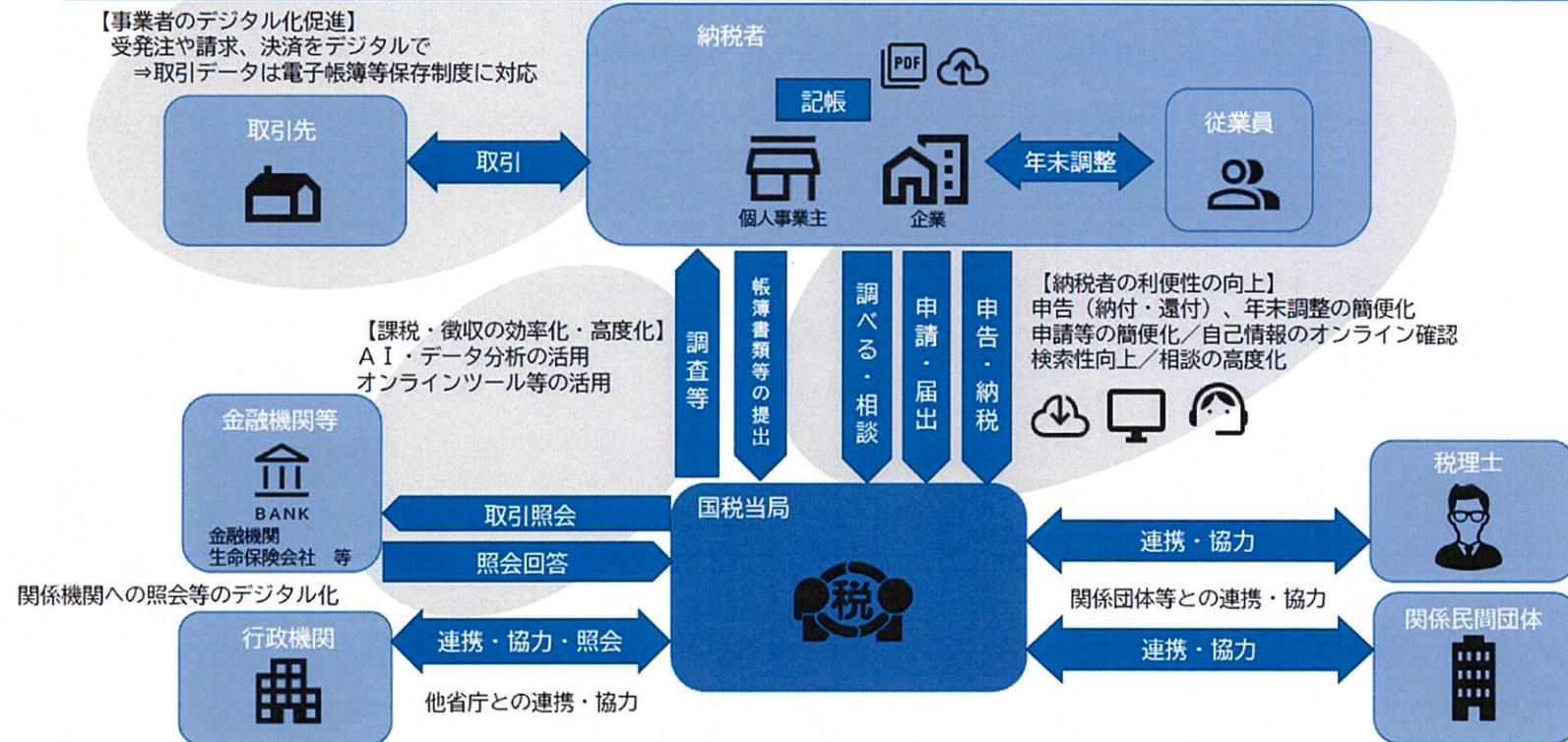
### 内部事務の集約処理

### 外部機関との連携強化

(地方公共団体等、税理士会・  
関係民間団体、外国税務当局)

## 税務行政に関する各プレイヤーの役割（イメージ）

- ◆ 税務行政は、実に多様な関係者が関わることで成り立っています。
- ◆ これらの関係を踏まえた上で、一部分だけでなく、全体を俯瞰し全体最適を実現する観点からDXを推進することが重要です。



## 税務行政と事業者のDX化の関係 【税理士法第2条の3】

税理士法の改正：令和4年4月施行

(税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等)  
第二条の三 税理士は、第二条の業務を行うに当たつては、同条第一項各号に掲げる事務及び同条第二項の事務における電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第四十九条の二第二項第八号において同じ。）の積極的な利用その他の取組を通じて、**納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする。**

申告・申請等手続においてのe-Tax等の利用推進

業務改善・業務処理のデータ・システム活用による処理適正化や業務効率化推進

### 【参考】税理士法第2条(税理士業務抜粋)

- 一 税務代理（カッコ内略）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対する主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。）
- 二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの

## 税理士や税理士会の対応は？

～2条の3における「業務デジタル化」の二つの意味～

### 税理士の業務のデジタル化（税理士法 第2条の3）

#### ①（内部事務）

##### 税理士事務所における業務のデジタル化

- ・電子申告等、税務行政DXへの的確な対応
- ・ペーパレス、ICT利活用などで業務効率化
- ・AI利用等、最先端技術の活用で収益化など

#### ①（外部事務）

##### 納税者の現場における業務のデジタル化

- ・電子帳簿保存法（電子取引保存他）
- ・インボイス制度（+デジタルインボイス）
- ・テレワーク支援（BCP対策）

税制・税務行政・経済社会のデジタル化進展により、納税者の現場において支援が必要になる場面が既に出現しています。



税理士法の改正：令和4年4月施行

## 「業務デジタル化」と「事業者のデジタル化促進」の関係は？

### 税理士の使命 (税理士法 第1条)

### 税理士の業務 のデジタル化 (税理士法 第2条の3)

業務デジタル化等を通じて  
納税者利便の向上と業務の改善進歩  
をはかる

- ・電子帳簿保存法（電子取引保存他）
- ・インボイス制度（+デジタルインボイス）
- ・テレワーク支援（BCP対策）他

### 税務行政の使命 (財務省設置法他)

### 税務行政DX2023 の 事業者のデジタル化促進

経済取引と業務がデジタル化され、税務  
処理も含めて一貫して効率的にデジタル  
処理できる環境を整備し好循環を促す。

- ・デジタル社会の実現に向けた重点計画
- ・単純誤りの防止による正確性の向上
- ・OECDの「税務行政3.0」への布石

使命や目的は  
異なりますが  
納税者の現場  
における業務  
デジタル化を  
支援することで  
両者の目的  
は達成されま  
す。

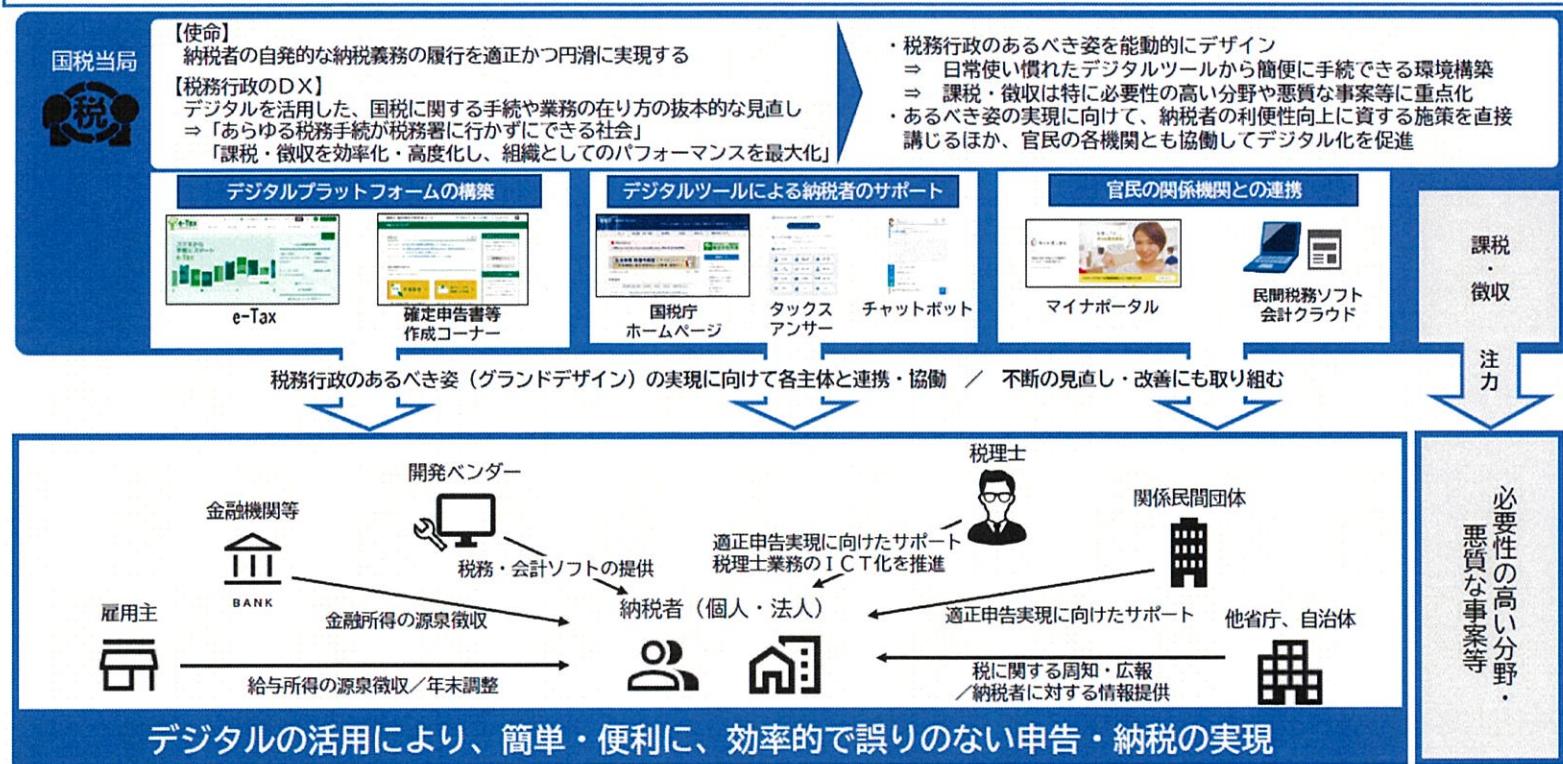


無理やりとかはダメだけどね

※ 税理士は、納税者と税務行政の双方へ適切に情報提供を行うという役割を担う。

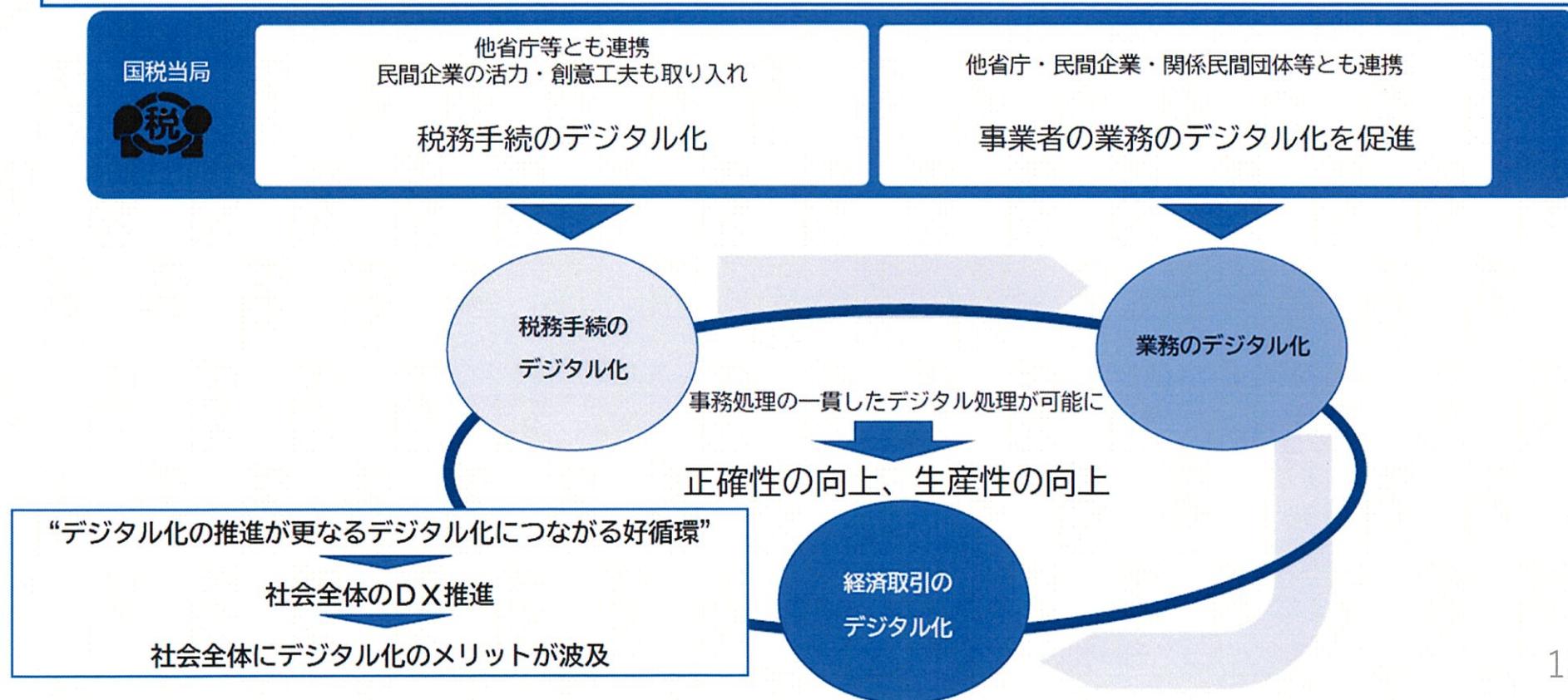
## 税務行政のDX推進における国税当局の役割（イメージ）

- ◆ 税務行政のあるべき姿（日常使い慣れたデジタルツールから簡便に手続できる環境構築／課税・徴収は特に必要性の高い分野や悪質な事案等に重点化）の実現に向けて、税務行政のDXを推進します。
- ◆ デジタルの活用により、簡単・便利に、効率的で誤りのない申告・納税を実現できる環境を目指します。



## 税務を起点とした社会全体のDXの推進（イメージ）

- ◆ 税務手続のデジタル化だけでなく、事業者の業務のデジタル化を併せて促進することにより、経済取引のデジタル化につなげていきます。これにより、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、生産性の向上等といった効果も期待されます。
- ◆ 他の事業者のデジタル化も促され、“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”が生み出されることを通じて、社会全体のDX推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。



## 「税務行政の将来像」 基本的な指針

「税務行政の将来像」に基づき施策を推進するに当たっては、以下を基本的な指針として取り組みます。

### 1 納税者目線の徹底

普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じることで、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指します。

### 2 あらゆる納税者を想定した施策の推進

電話相談等のデジタル手続を補完するツールについても、使い勝手の改善を図ること等を通じて、デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して、効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指します。

### 3 データの活用の徹底

データの活用により事務の効率化・高度化を図り、組織としてのパフォーマンスを最大化することを目指します。

### 4 業務改革（BPR）の徹底

既存の制度や業務を前提にそのデジタル化を図るのではなく、業務の在り方そのものや職員の働き方を不斷に見直すことで、デジタルの利点を最大限生かした業務改革（BPR）に取り組みます。

### 5 納税者情報の取扱い・情報セキュリティの確保

特にデータの分析の場面などにおいて納税情報を含む守秘性の高いデータを取り扱うことから、納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保には万全を期します。

## 目 次

- 税務行政の将来像2023の全体像
  - ➡️ 納税者の利便性の向上
- 課税・徴収事務の効率化・高度化
- 事業者のデジタル化促進

## 納税者の利便性の向上 <“納税者目線”の徹底> 取組概要

- ◆ 普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じます。
- ◆ そのためのアプローチとして、実際に納税者が「申告要否や手続を調べ、相談し、申告・納付する」といった一連の流れ全体を俯瞰し、最適なUI/UXの改善を図っていくため、想定される典型的な納税者像（ペルソナ）を設定し、当該ペルソナが税務手続を行う際のカスタマージャーニーを具体化することで現状の問題点を可視化し、改善策を検討していきます。
- ◆ 具体的な施策としては、以下のとおり、「書かない確定申告」の実現に向けた自動入力項目の拡大等の申告や申請等手続の簡便化、検索や相談のデジタルを活用した高度化等に取り組みます。

### 申告（納付・還付）、年末調整の簡便化

- 紹介情報等の自動入力（申告手続の簡便化）  
→申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「書かない確定申告」）の実現
- e-TaxのUI/UX改善  
→各種e-Taxソフトの統合による導線の整理
- キャッシュレス納付の推進、公金受取口座を利用した還付
- 年末調整手続の簡便化

### 申請等の簡便化／自己情報のオンライン確認

- e-Taxの「マイページ」の充実
- 納税証明書のオンライン取得・納税情報の添付自動化

### 検索性向上／相談の高度化

- オンライン相談の充実  
→チャットボットの充実、ホームページの検索性向上
- 電話相談の高度化・利便性向上
- SNS（国税庁公式LINE）を利用した情報の配信

## カスタマージャーニーの具体化（給与所得者の例）

実際に納税者が「申告要否や手続を調べ、相談し、申告・納付する」といった一連の流れ全体を俯瞰し、最適なUI/UXの改善を図っていくため、想定される典型的な納税者像（ペルソナ）を設定し、当該ペルソナが税務手続を行う際のカスタマージャーニーを具体化することにより、現状の問題点を可視化します。

※ 本ページは、一つの例として、給与所得者をペルソナとしたカスタマージャーニーマップを掲げています。

### 給与所得者（35歳会社員）の申告手続 ToBe（将来像）イメージ

フェーズ	きっかけ	調べる	申告準備	マイナポータル連携	申告書の作成	調べる	申告書の提出
所要時間 (合計1時間)	5分	15分	15分	10分		15分	
ツール	スマートフォン						
コンテンツ	LINE	国税庁HP・e-TaxHP			マイナポータル	確定申告書等作成コーナー・e-Tax チャットボット	
改善策	個々の納税者の状況に応じたプッシュ型の情報配信を行う。	国税庁HP等の類似の内容のページを整理する。	国税庁HP等のUI/UXを改善する。	手続に必要な書類をイメージしやすくなるよう説明の見直しを行う。	オンラインによる手続の案内を適切に行う。	マイナポータル連携の対象を拡大する。 事前設定が簡単かつ、短時間で完了するよう改善する。	コンテンツ間のシームレスな連携を行なう。 納税者の質問に正確に回答できるようチャットボットを改善する。
納税者の行動	国税庁から住宅ローン控除の情報を受信	知りたい情報のページへアクセス	ページを見て、必要な手続を理解	必要な書類をイメージした上で用意	案内に沿って作成コーナーへアクセス	マイナポータル連携の事前設定が完了	作成コーナーで申告書を作成
納税者の感情	住宅ローン控除に関する情報が届いた。	知りたい情報にスマートにアクセスできたら。	ページの内容が分かりやすい。	必要な書類をイメージすることができるから探しやすい。	スマートに作成コーナーへアクセスできて簡単だ。	事前設定も簡単だし、給与の情報も自動入力されて便利だ。	不明な点はチャットボットに質問
						説明も分かりやすいし、スマートに進められるな。	不明な点はチャットボットで解決できて便利だ。
							作成から提出までの流れの中で、必要な書類を全てデータで提出できるように改善する。

12

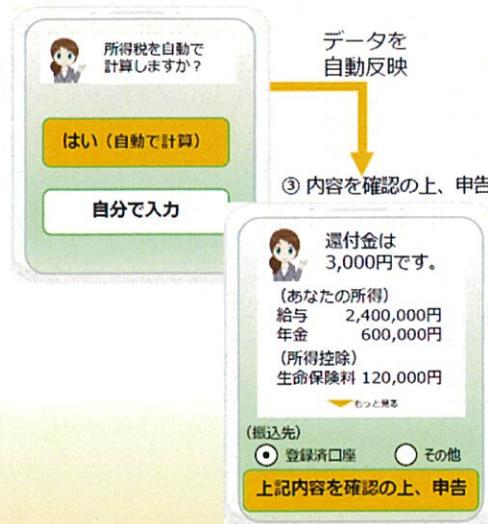
16

## 給与情報等の自動入力の実現（申告手続の簡便化）

- ◆ 申告納税制度のもとで、確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（書かない確定申告）の実現を目指します。
- ◆ 令和6年以降順次、給与情報についても自動入力を実現します。

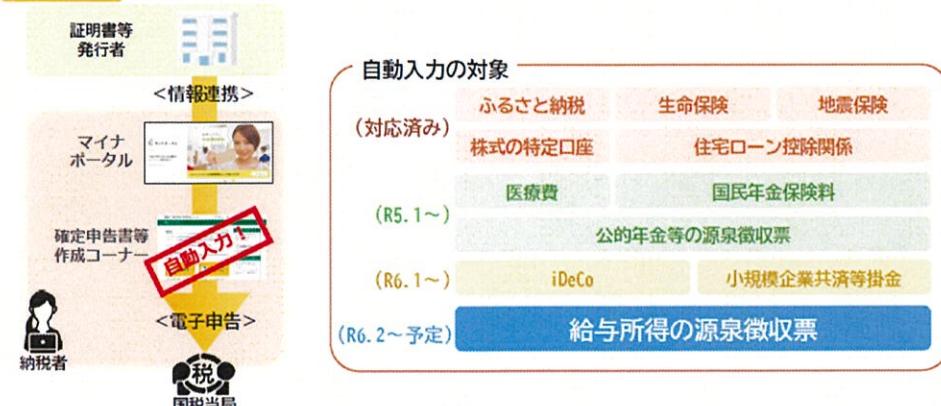
### 1 将来イメージ

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択



個々の項目や還付金振込口座の入力は不要  
(振替納税を利用すれば納付も自動的に)

### 2 現状



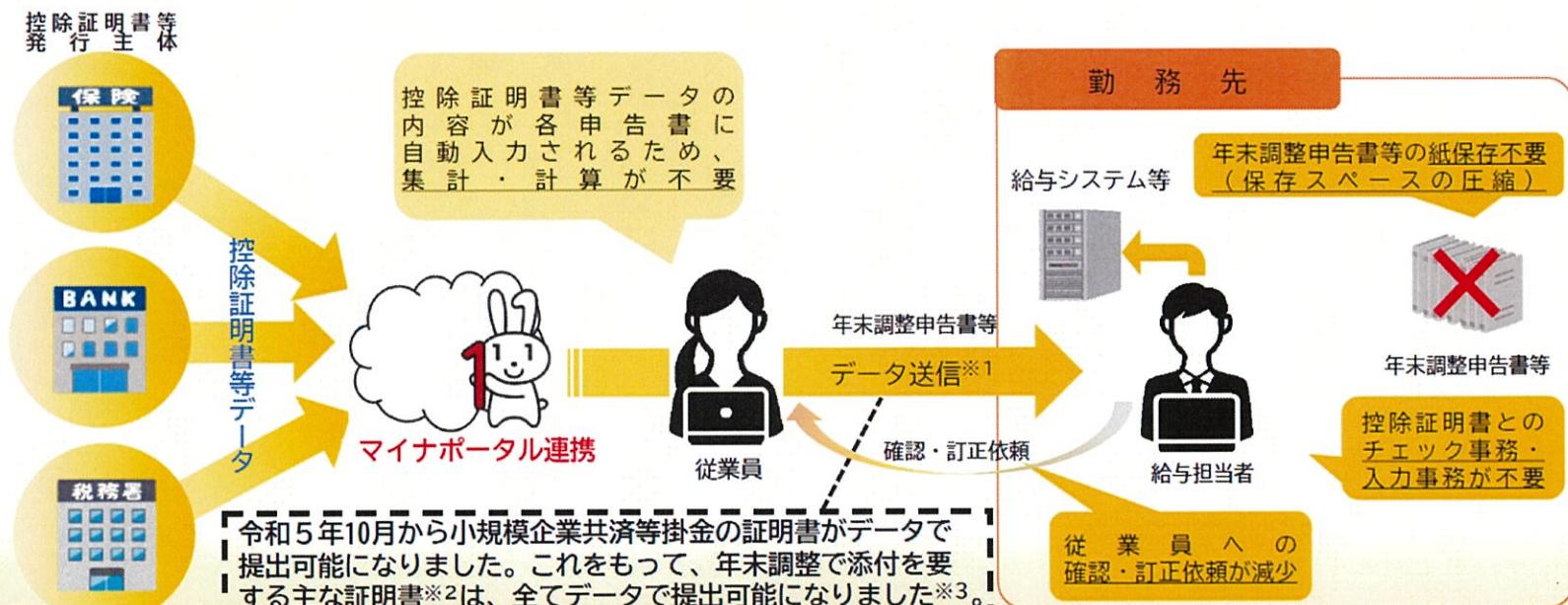
### 3 給与情報の自動入力の実現



(※) 令和9年以降、地方公共団体に提出された給与支払報告書のデータが  
国(国税当局)に連携される(令和5年度税制改正) 13

## 年末調整手続の簡便化

- ◆ 企業・従業員双方の事務コストを軽減するため、年末調整手続のデジタル化を推進しています。
- ◆ デジタル化で、従業員の方は保険料等の控除額の計算が、企業は各控除額の確認やシステム入力が不要になります。
- ◆ また、従業員の方は、控除に関するデータをマイナポータルから一括でダウンロード・活用することが可能です。



※1 年調ソフト（国税庁が無償で提供するソフトウエア）等、マイナポータル連携に対応するソフトウエアが必要

※2 主な証明書：生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、国民年金及び国民年金基金に係る社会保険料控除証明書、小規模企業共済等掛金控除証明書、住宅借入金等特別控除証明書、年末残高等証明書

※3 証明書を発行する各保険会社・機関が電子発行に対応していることが前提

令和6年1月以降の対象はこちら！

収入関係

NEW

給与所得の源泉徴収票

公的年金等の源泉徴収票

株式の特定口座



控除関係

医療費・ふるさと納税

生命保険・地震保険

社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金)

NEW

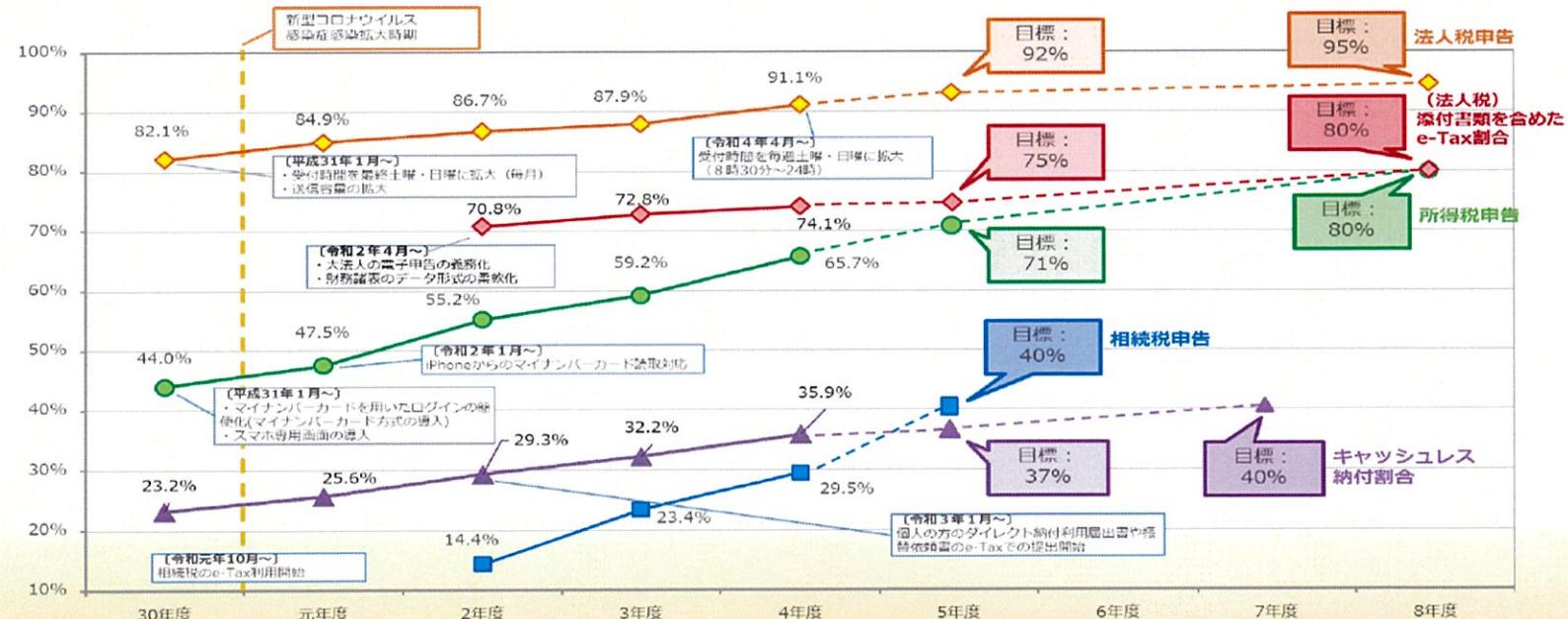
NEW

iDeCo・小規模企業共済掛金

住宅ローン控除関係

## e-Tax利用率の推移

- ◆ 政府全体のデジタル社会の実現に向けて、納税者利便の向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxの利用拡大を推進しています。
- ◆ 国税に関する全ての申告や申請について、原則としてオンラインで手続が可能です。
- ◆ e-Tax利用率は順調に増加しています。中期的なオンライン利用率目標を設定し、更なる向上を目指しています。



※1 所得税申告は、確定申告会場で申告書を作成しe-Taxで提出した分を含みます。  
※2 「法人税申告のうち、添付書類を含めたe-Tax割合」は、e-Taxで送信された法人税申告等のうち、主要な別表や財務諸表等、申告書に添付すべきものとされている書類がe-Taxで送信されたものの割合です。

## GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上（令和6年度改正案）

財務省資料を基  
に国税庁作成

### 【現 行】

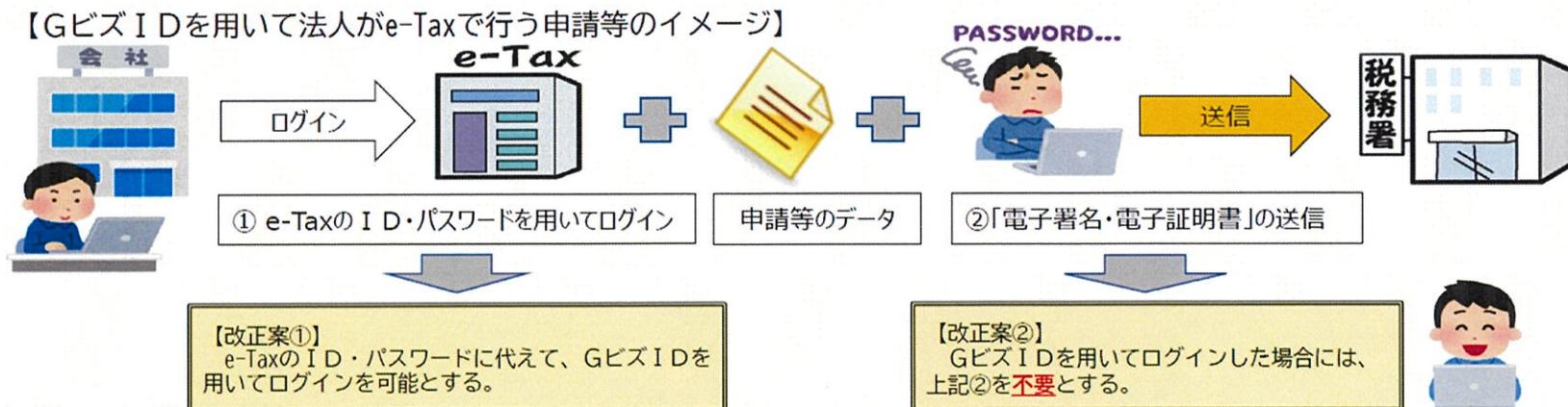
e-Taxにより申請等を行う場合には、e-Taxの「ID（識別符号）・パスワード（暗証符号）」を入力して、「電子署名・電子証明書」を付して送信しなければならないこととされている。

### 【改正案】

GビズID利用者の利便性の向上に資する観点から、所要の法令改正等を前提に、法人が、GビズID（一定の認証レベルを有するものに限る。）を用いて、e-Taxにログインをする場合には、e-Taxの「ID（識別符号）・パスワード（暗証符号）」の入力及びその申請等の際の「電子署名・電子証明書」の送信を要しないこととする。

法 人 ユ ー サ ー	ロ グ イ ン 方 法	e-TaxのID・パスワード	電 子 署 名 ・ 電 子 証 明 書
	原 則 GビズID	要 要 ⇒ 不要	要 要 ⇒ 不要

### 【GビズIDを用いて法人がe-Taxで行う申請等のイメージ】



(注) 国税庁のサーバ署名により、申請等における改ざん防止措置を運用上講ずる。

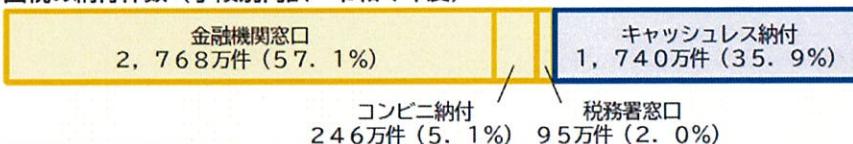
## キャッシュレス納付の推進、公金受取口座を利用した還付

- ◆ キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。
- ◆ 令和4年分の還付申告及び更正の請求から、公金受取口座を還付金の振込先として利用可能になりました。

### 1 納付

#### キャッシュレス納付の推進

- ⇒ 目標：令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割
  - ※ 将来的には、申告手続のオンライン利用率と同程度の割合を目指す
- 国税の納付件数（手段別内訳：令和4年度）



#### キャッシュレス納付の多様化に向けた取組

- ・振替納税：昭和40年7月～
- ・インターネットバンキング等：平成16年6月～
- ・ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）：平成21年9月～
- ・クレジットカード納付：平成29年1月～
- ・スマホアプリ納付：令和4年12月～

#### ダイレクト納付が更に便利になります！

- ・令和5年度税制改正により、「ダイレクト納付の利便性の向上」について措置されました。
- ・令和6年4月1日以降、e-Taxで電子申告を行う際に、納税についてダイレクト納付で行う意思表示を行うことで、改めて納付指図等を行うことなく、法定納期限（※）に自動で口座引落しを行えるようになります。  
※ 法定納期限当日に電子申告を行った場合はその翌日

### 2 還付

公金受取口座の利用により口座情報の入力が不要に

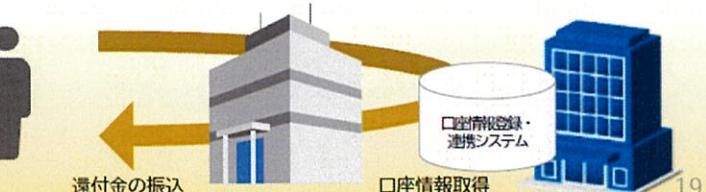
#### 【確定申告における公金受取口座の利用イメージ】

- ・「公的給付支給等口座（公金受取口座）への振込み」を選択（または「○」を記載）するだけでOK
- ・預金口座情報の入力は不要

（確定申告書等作成コーナー）

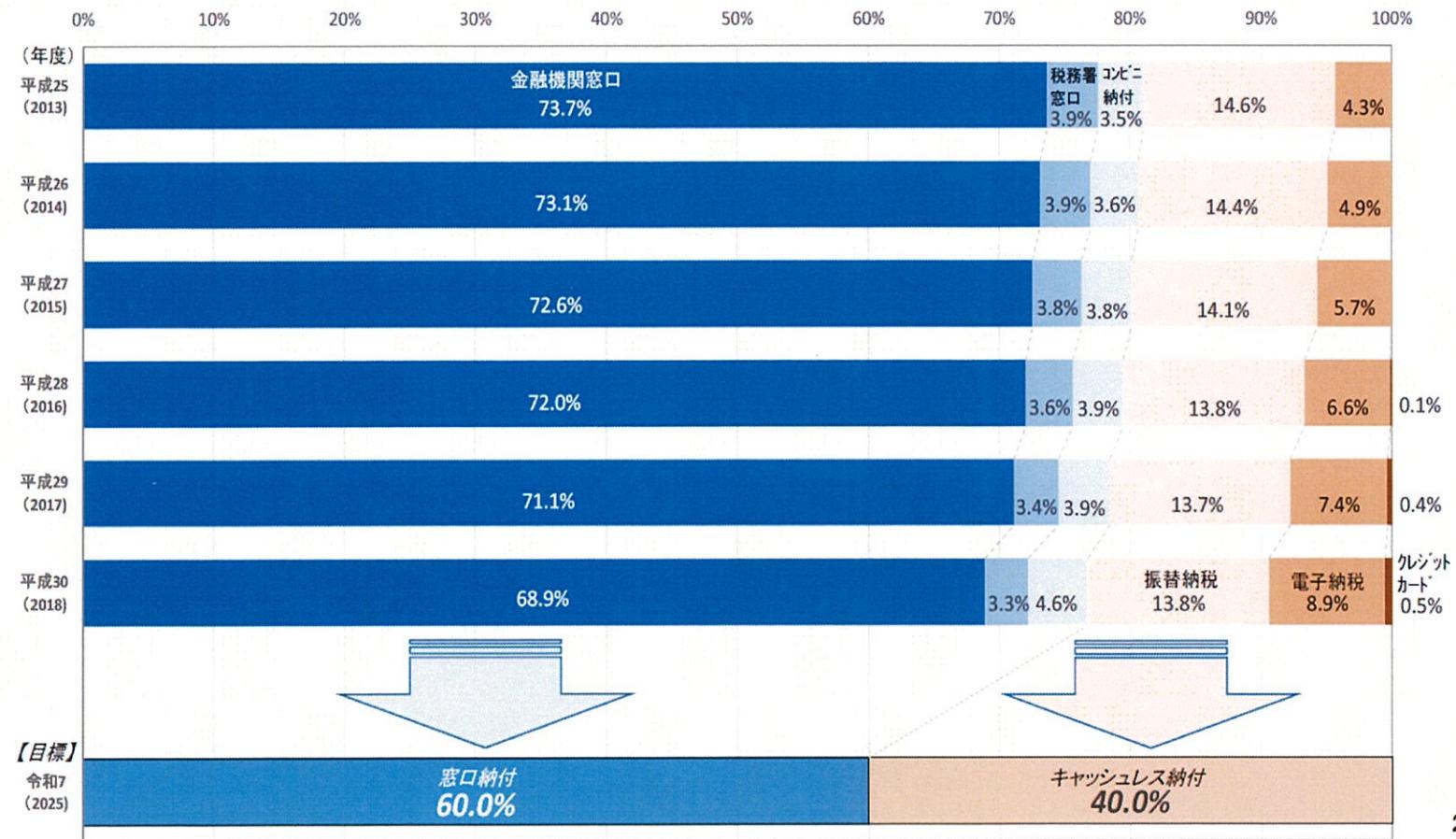
受取方法の選択	必須
<input checked="" type="radio"/> 公的給付支給等口座（公金受取口座）への振込み	

申告者 税務署 デジタル庁



## 納付手段別納付割合の推移等

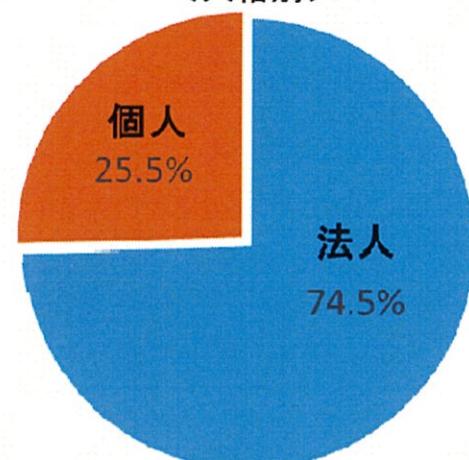
電子納税等(キャッシュレス納付)の割合は着実に増加しており、令和7(2025)年度までにキャッシュレス納付比率4割程度を目指す



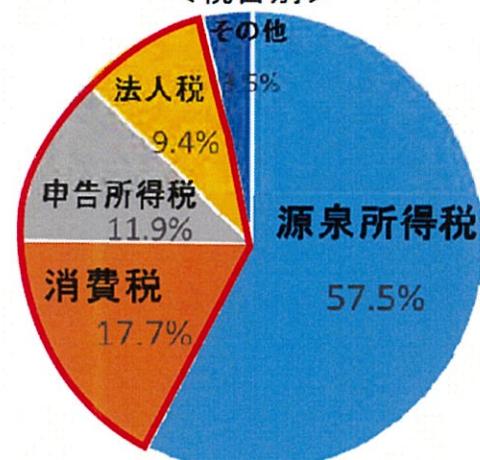
## 金融機関・税務署での窓口納付の概況

窓口で納付している納税者の電子申告割合は高く、納付も電子納税等(キャッシュレス納付)が行われるよう、  
①利用勧奨、広報・周知、②既存の納付手段の改善、③新たな納付手段の提供(多様化)を推進。

<人格別>



<税目別>



人格	電子申告割合 <sup>(注1, 2)</sup>
法人 (消費税、法人税)	74.8%
個人 (消費税、申告所得税)	47.2%

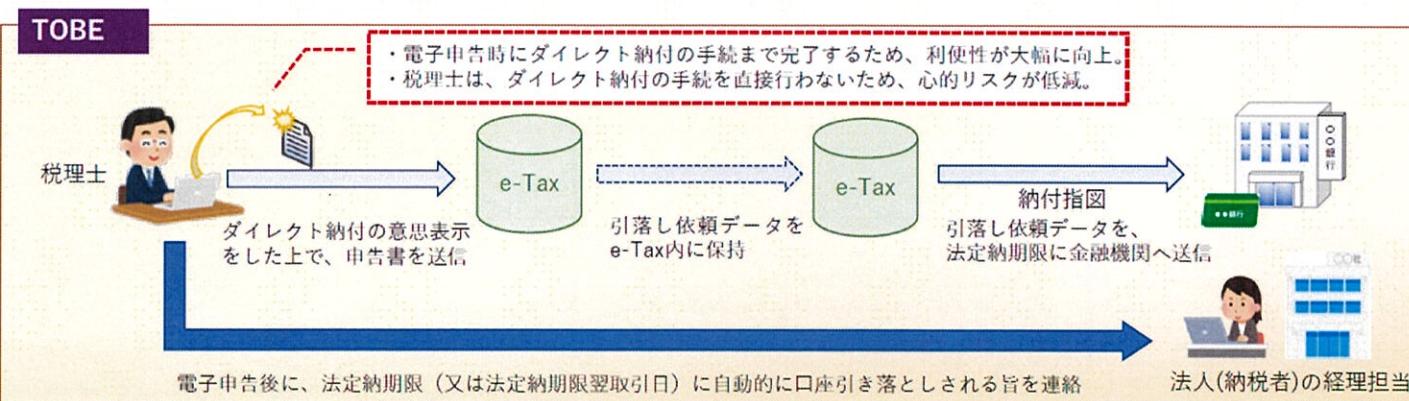
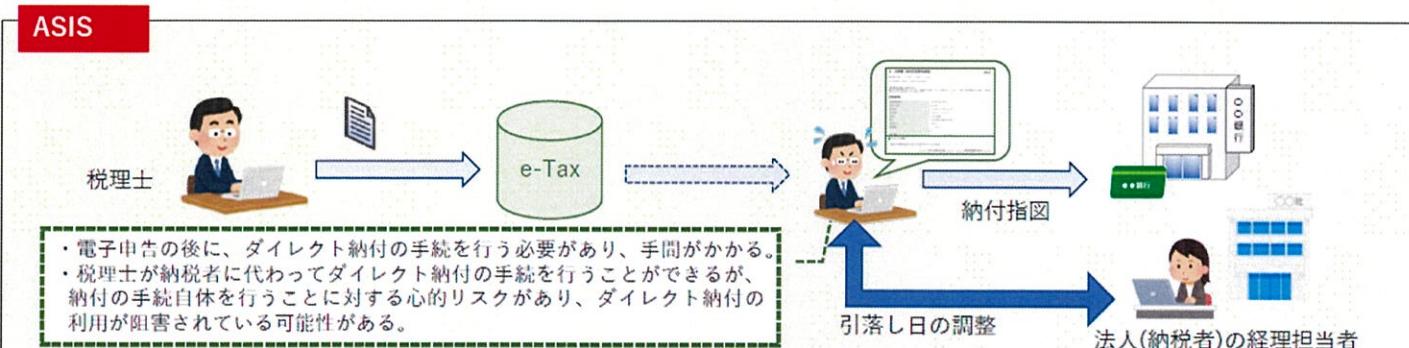
税目別	電子申告割合 <sup>(注1, 2)</sup>
法人税	75.6%
消費税(法人)	74.2%
申告所得税	44.7%
消費税(個人)	55.6%

(注1) 窓口納付件数のうち、電子申告利用者の割合であり、平成29年度における納付実績と申告実績(平成31年4月末時点)をマッチングさせ算出した推計値(書面申告と電子申告の両方を行っていた場合等の調整は行っていない)。

(注2) 源泉所得税は、納付時に所得税徴収高計算書の提出も併せて行うことから、窓口納付分は全て書面によるものである。

## ダイレクト納付の利便性向上

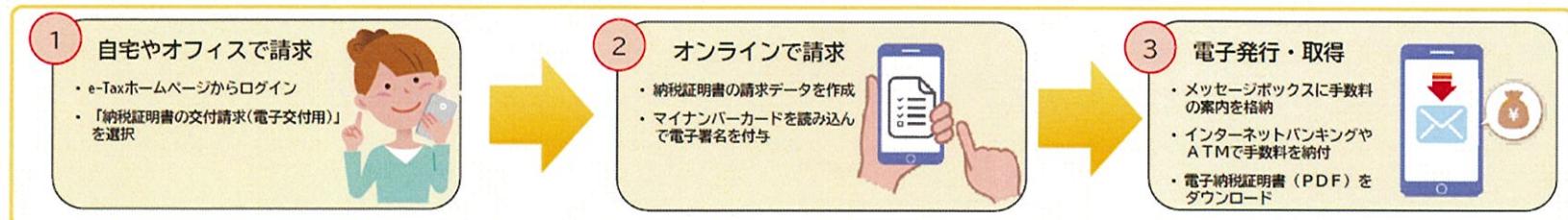
令和6年4月以降、電子申告（期限内申告に限る。）と併せて**ダイレクト納付を行う意思表示を行うこと**（税額が1億円以下(注)の場合に限る。）**で、各申告手続の法定納期限に自動的に口座引落しが可能**となります。当該手続が法定納期限に行われた場合は、その翌取引日に自動的に口座引き落としを行うこととともに、その納付については期限内の収納として取り扱います。（注）経過措置が設けられる。



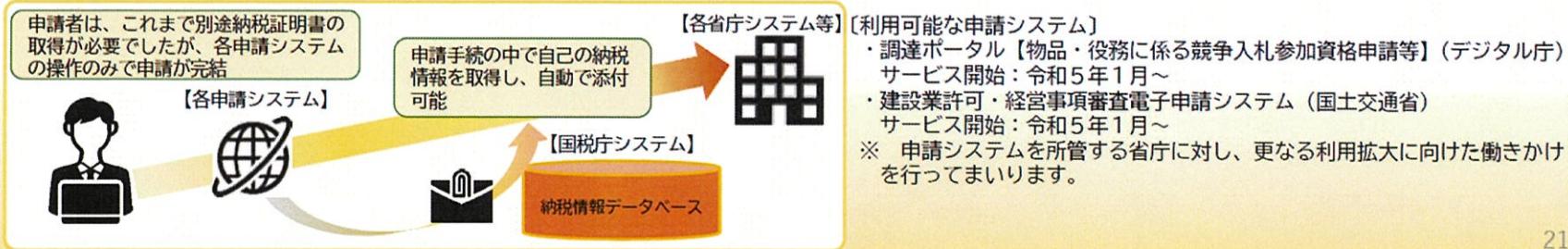
## 納税証明書のオンライン取得・納税情報の添付自動化

- ◆ 令和4年9月から、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレットで、電子納税証明書（PDF）の請求から取得までできるようになりました。
- ◆ 電子納税証明書のオンラインによる請求・取得を、より一層推進していきます。
- ◆ また、納税情報の添付自動化（納税証明書の添付を要する申請手続に関して、その手続をオンラインで行う際、納税証明書に代えて、手数料不要で「納税情報」を自動で取得し、申請先に提出することができる仕組み）の活用が見込まれる省庁や関係機関に対し、参加に向けた働きかけを行っていきます。

### 1 電子納税証明書（PDF）はスマートフォンで完結



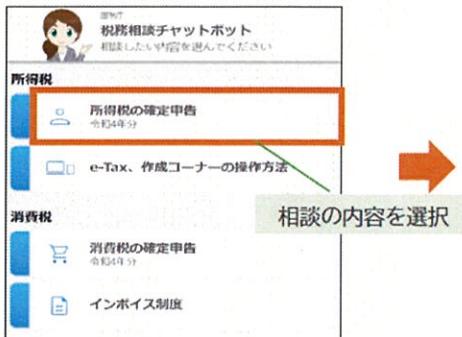
### 2 申請者が納税情報を自動で添付できる仕組みを運用開始！



## オンライン相談の充実

- ◆ 24時間いつでも税に関する相談ができる「税務相談チャットボット」を国税庁ホームページに導入しており、「所得税の確定申告」、「年末調整」に加えて、令和4年5月からは「インボイス制度」、令和5年1月からは「消費税の確定申告」についても相談を開始しました。引き続き、その拡充及び精度向上にも努めています。
- ◆ 国税庁ホームページについては、調べたい情報がより簡単に見つかるよう検索性の向上などに取り組んでいますが、今後は導線の再整理など、より抜本的な見直しに取り組みます。

### 1 チャットボットによる相談



### 2 チャットボットへの質問件数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
所得税確定申告	40万件	434万件	634万件	578万件
年末調整	25万件	49万件	56万件	—
消費税確定申告	—	—	—	8万件
インボイス制度	—	—	19万件	20万件

(注) 「令和5年」は、5月31日現在の件数を示す。

「年末調整」の集計期間については、以下のとおり。

(令和2年～令和3年) 10月から12月で集計 (令和4年) 10月から翌年1月で集計

### 3 タックスアンサー ~自分に合った状況から探す~

#### Q1 あなたが知りたい情報を教えてください

\*個人向け  個人事業主向け  企業向け

#### Q2 何に関する情報を知りたいですか

申告・納税・年末調整  給与・退職・年金など  医療・介護・保険・損害  
 土地・建物  金融資産  相続・贈与

#### Q3 どのような状況について知りたいですか

娩娠・出産をした  医療費を支払った  
 介護をしている

#### Q4 税目等について選んでください

\*所得税

#### Answer 以下の情報が見つかりました。

- 1100: 所得控除のあらまし

会社員 年金受給者 自営業者 不動産賃貸業者

- 1120: 医療費を支払ったとき(医療費控除)

会社員 年金受給者 自営業者 不動産賃貸業者

- 1122: 医療費控除の対象となる医療費

会社員 年金受給者 自営業者 不動産賃貸業者

- 1126: 医療費控除の対象となる入院費用の具体的例

会社員 年金受給者 自営業者 不動産賃貸業者

国税庁  
**税務相談チャットボット**  
相談したい内容を選んでください

 年末調整  
令和5年分（令和6年1月31日まで）

**所得税**

 所得税の確定申告  
令和4年分

 e-Tax、作成コーナーの操作方法

**消費税**

 消費税の確定申告  
令和4年分

 インボイス制度

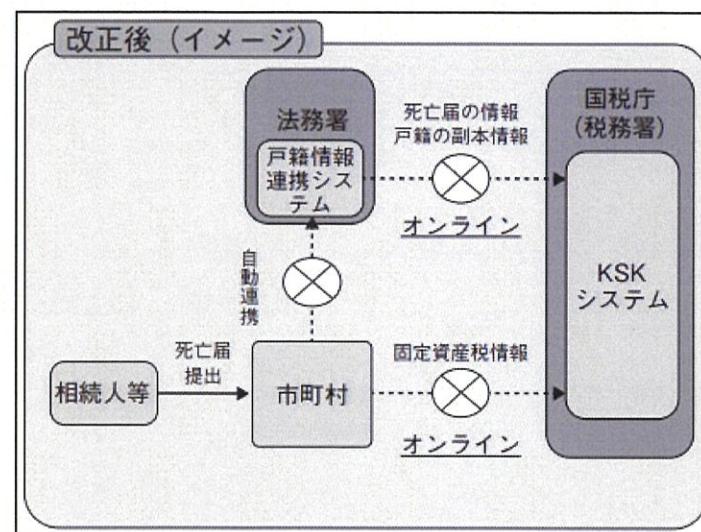
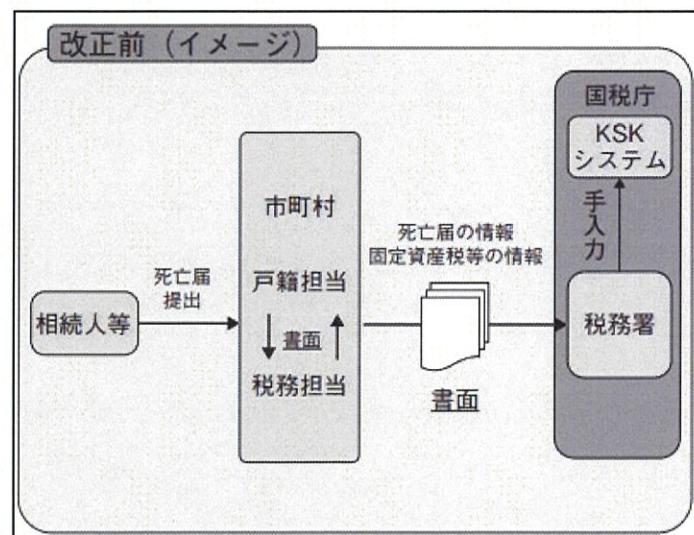
その他の税目は、タックスアンサーなど国税庁のHP [へ](#)

## 死亡届等の情報がオンラインで通知

これまで死亡届の情報は、市町村から書面で税務署へ通知されており、これが戸籍法の改正により市町村から法務省（戸籍情報連携システム）に情報が自動連携されることとなったことで、法務省から国税庁（KSKシステム）に情報がオンラインで通知されます。

この情報の詳細について上記施行規則に定められており、戸籍法改正に伴い、この施行規則の内容も改正されることとなりました。

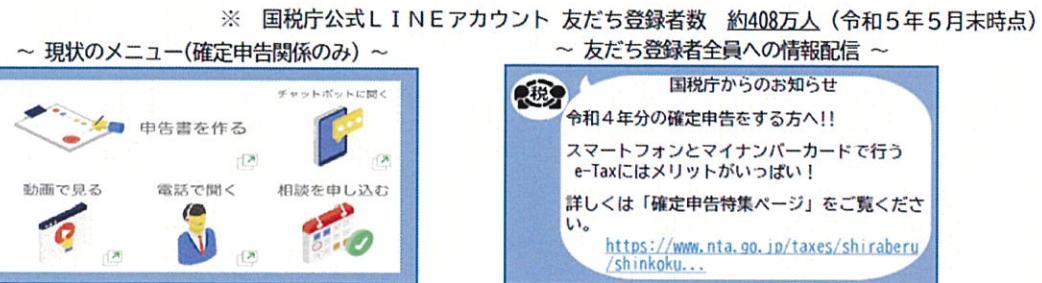
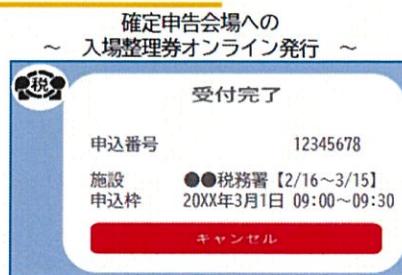
【法務省からオンライン通知される相続に関する情報の詳細（相続税法施行規則）が同日付で改正】



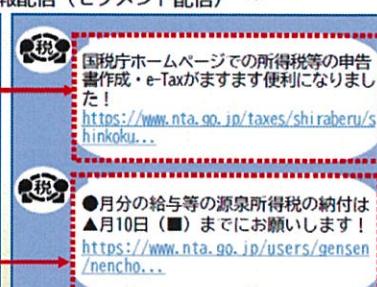
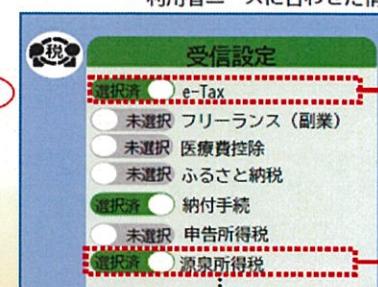
## SNS（国税庁公式LINE）を利用した情報の配信

- ◆ 国税庁公式LINEアカウントのメニューを多様化し、オンライン手続のゲートウェイ（入口）として活用します。
- ◆ また、LINEのメッセージ機能を利用して、利用者のニーズに合わせた情報配信（セグメント配信）を行います。  
※ 個々の納税者の状況に応じたプッシュ型の情報配信についても、今後検討を行います。

### 1 現状のサービス



### 2 更なる活用策



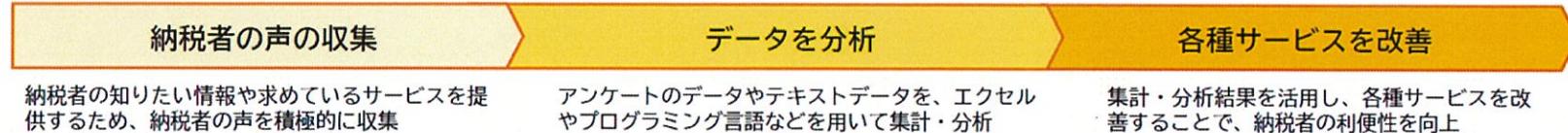
※ メニューをタップすると、国税庁HP等の各種画面に遷移し、スムーズにオンライン手続への移行が可能となる。

※ 国税庁公式LINEアカウントから、利用者が事前に受信設定したカテゴリの情報を適時に配信する。

## 納税者の声を反映した各種サービスの改善

- ◆ 納税者の知りたい情報や求めているサービスを提供するため、納税者の声を積極的に収集してまいります。
- ◆ 収集された声を分析し、その結果を活用することで各種サービスの改善に取り組み、納税者の利便性の向上につなげます。

### 1 取組のイメージ

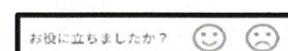


### 2 現在の取組事例

各チャネルを通じて納税者の声を収集



アンケート



お役に立ちましたか? ☺ ☹



このコンテンツは役立つありましたか?  
いいえ いいえ [アンケート]

サービス評価のため  
のGOOD・BADボタン



集計・分析



チャットボット

※ チャットボットの  
画面(イメージ)

タックスアンサー



e-Tax・確定申告書等作成コーナー



纳税者の利便性  
の向上

## 目 次

- 税務行政の将来像2023の全体像
- 納税者の利便性の向上
- 課税・徴収事務の効率化・高度化
- 事業者のデジタル化促進

## 課税・徴収事務の効率化・高度化等 <“データの活用”の徹底> 取組概要

- ◆ データは、智恵・価値・競争力の源泉であるとともに、課題先進国である日本の社会課題を解決する切り札と位置付けられています。税務行政においても、データを活用して（データの活用を前提として）事務を効率化・高度化しつつ、BPRにも取り組んでいくことが重要であると考えています。
- ◆ このため、課税や徴収の場面も含めて、業務に当たってはデータを積極的に活用するほか、オンラインツールについても積極的に活用します。地方公共団体や金融機関等、他の機関への照会等もデジタル化を進めることで、データによる情報のやり取りを拡大していきます。
- ◆ なお、データの活用という観点では、税務データの学術研究目的の活用についても検討を進めています。

### A.I・データ分析の活用

- 申告漏れの可能性が高い納税者等の判定
- 滞納者ごとに接触できる可能性の高い接触方法の予測、架電履歴等を分析した応答予測

### オンラインツール等の活用

- 税務調査におけるWeb会議システムの活用
- e-Taxやオンラインストレージサービスを利用した帳簿書類のデータによる受け渡し

### 関係機関への照会等のデジタル化

- 国・地方間のデータ連携の対象範囲拡大
- 金融機関等に対する預貯金等のオンライン照会の拡大
- 外国税務当局との情報交換により得られるデータの活用、連携・協調の拡大・強化

### 税務データの学術研究目的活用

- 税務大学校との共同研究
- 匿名データの提供
- 会社標本調査の充実

## データのマッチング



## リスクの分析

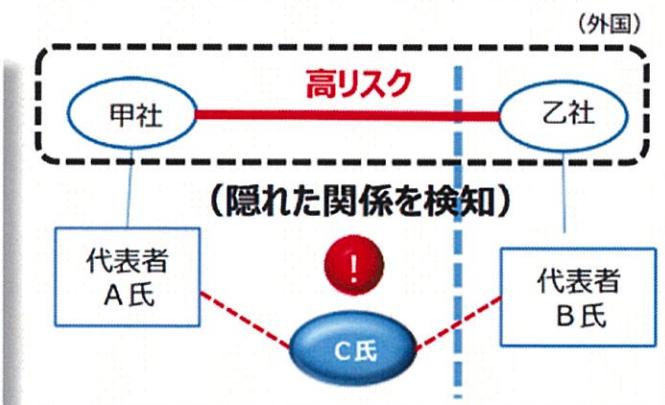
### 【データ活用担当者】

B Aツール等を用いた分析  
ロジスティック回帰分析、決定木分析、  
クラスター分析、ネットワーク分析等



高リスク対象を抽出

## 分析結果の活用

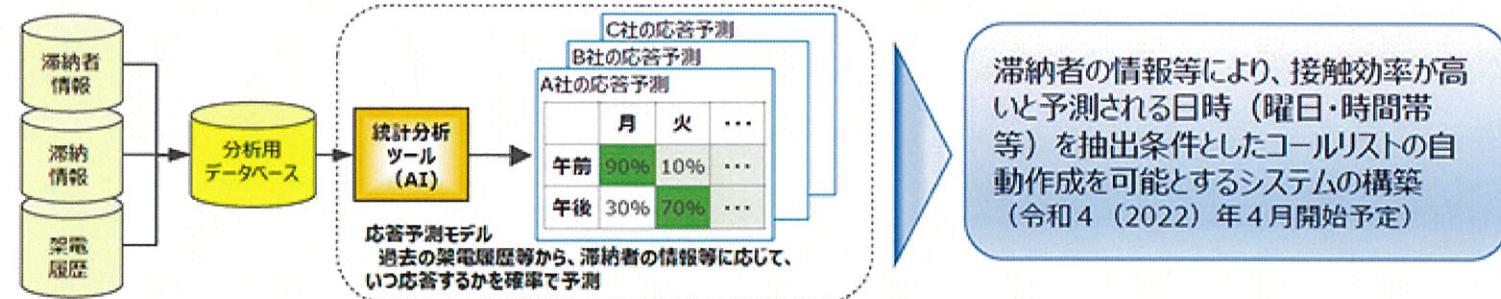


将来的なAIの活用も見据え、幅広いデータの分析により、申告漏れの可能性が高い納税者の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいます。

- 申告内容や調査事績、資料等の情報のほか、民間情報機関や外国政府から入手する情報など、膨大な情報リソースを、BAツール※等を用いて加工・分析を行い、有機的なつながりやデータ間の関連性を把握することにより、高リスク対象を抽出。



- 滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析して応答予測モデルを構築。応答予測に基づき作成した効果的なコールリストにより、接触効率の向上を図ることで電話催告事務を効率化・高度化。



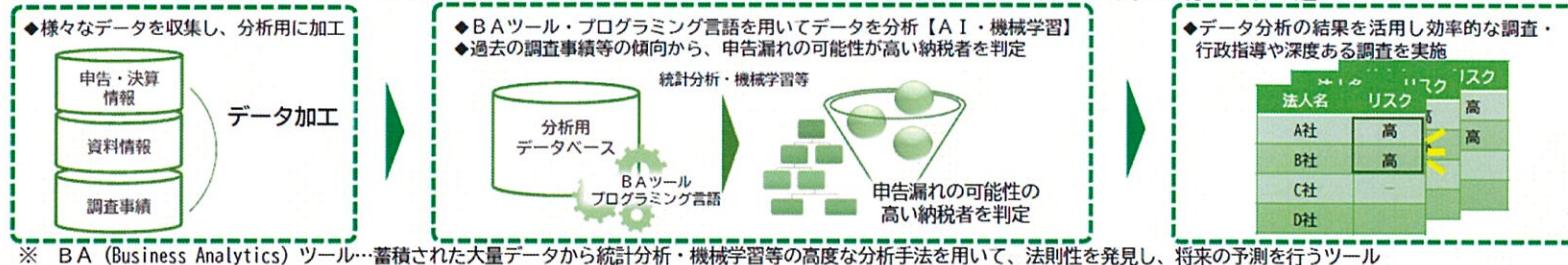
※ BA (Business Analytics) ツール：統計学や機械学習等の技術を用いてデータ分析を行うツール。

## AI・データ分析の活用

AIも活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者等の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいきます。

### 1 申告漏れの可能性が高い納税者等の判定

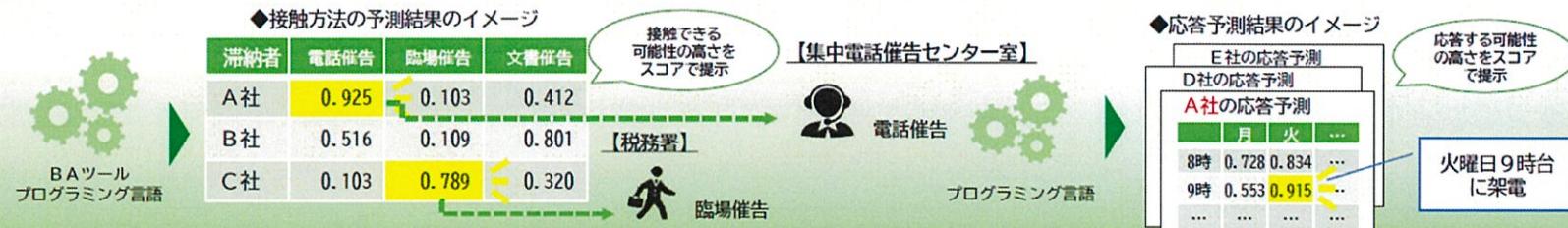
収集した様々なデータを、BAツール・プログラミング言語を用いて統計分析・機械学習等の手法により分析することで、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定し、その分析結果を活用することで、効率的な調査・行政指導を実施し、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を行う取組を進めています。



### 2 滞納者への最適な接触方法等の予測

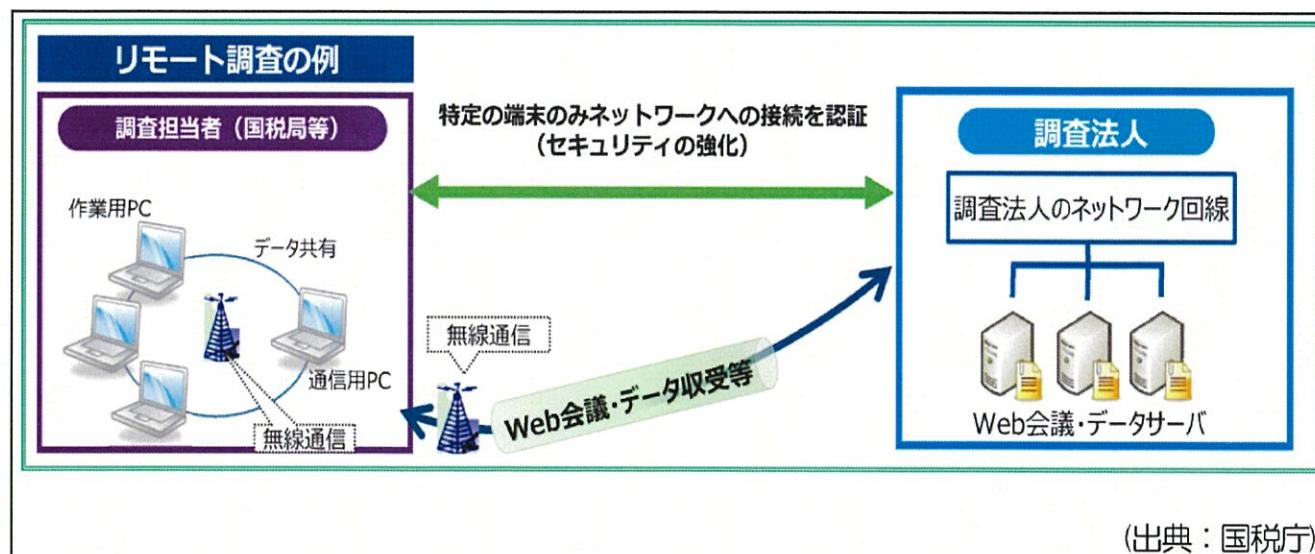
BAツール・プログラミング言語を用いて、滞納者の各種情報（過去の接触事績、申告書データ、業種等）を基に、滞納者ごとに接触できる可能性の高い方法（電話催告、臨場催告、文書催告）を予測し、効率的な滞納整理を実施します。

集中電話催告センター室においては、滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析し、曜日・時間帯ごとの応答予測モデルを構築した上で、応答予測の観点を追加したコールリスト（AIコールリスト）に基づき架電する等により、応答率の向上を図ります。



## 1 リモート調査

オンラインで概況聴取（質問・回答）等のヒアリングを実施



(出典：国税庁)

納税者の理解を得て、税務調査の効率化を進める観点から、大規模法人を対象にWeb会議システムなどを利用したリモート調査を実施しています。【令和2年7月～】  
国税庁においても必要な機器・環境の整備を進め、リモート調査の拡大に取り組んでいきます。

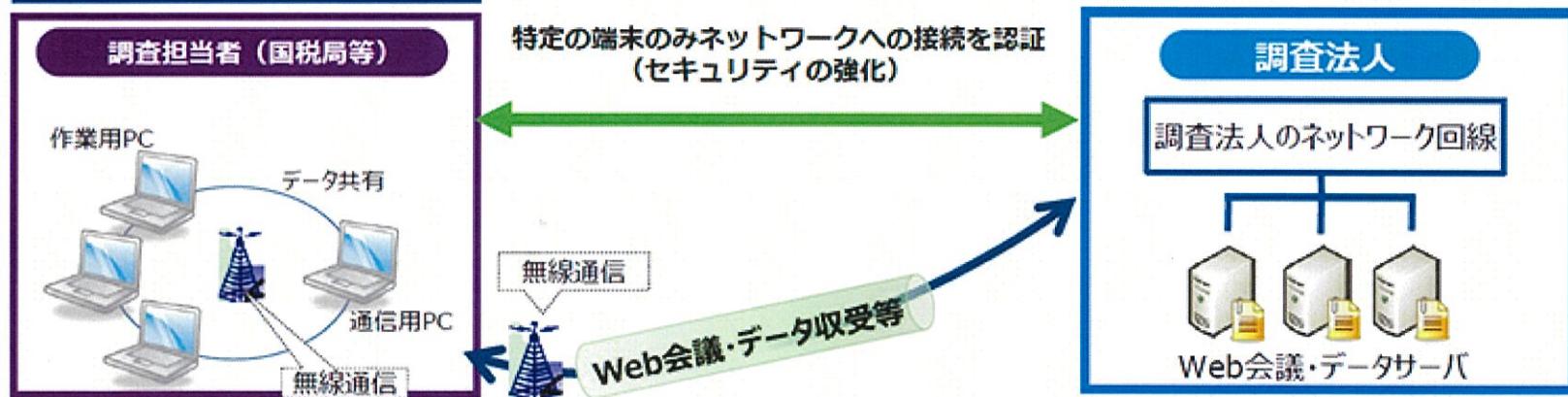
### Web会議システムの活用の例

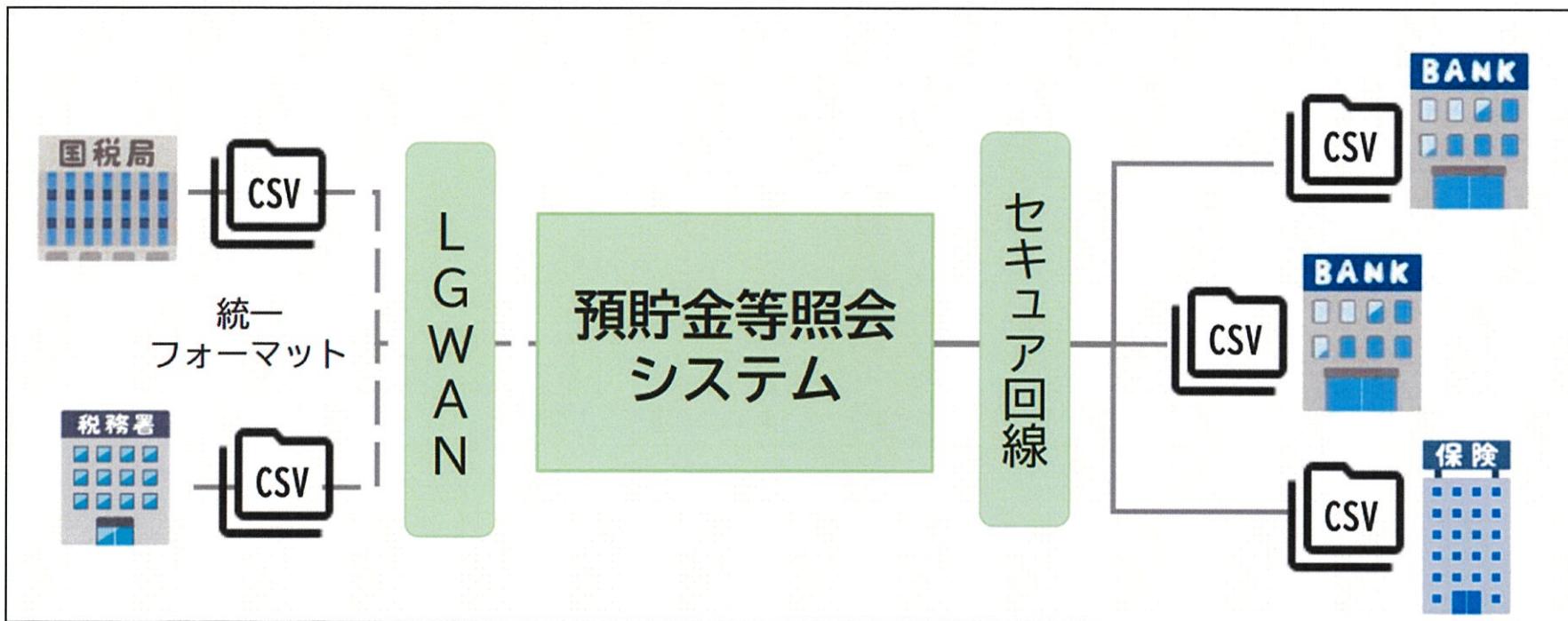


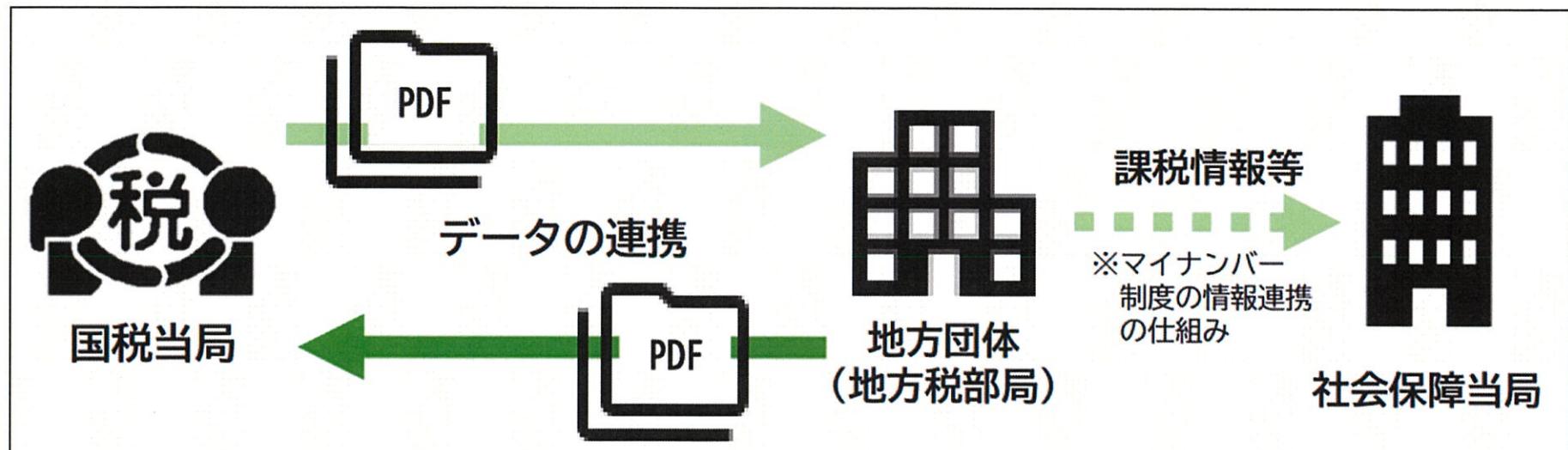
### Web会議システム利用の前提

- 税務調査では機密性の高い情報のやり取りが行われることやシステムの脆弱性に起因するリスクがあることを相手方が理解していること
- 調査法人が、通常業務において機密性の高い情報のやり取りを含め当該Web会議システムを利用
- 調査法人の管理・支配する場所等において、相手方の使用に供する機器・接続環境を利用して、セキュリティポリシーの範囲内で活用する

### リモート調査の例







## データ活用推進のための人材確保、人材育成

国税専門官採用試験に「理工・デジタル系」の試験区分を新設しており、これを通じて採用した人材も含めて、データ活用を推進するための人材を研修等を通じて育成します。

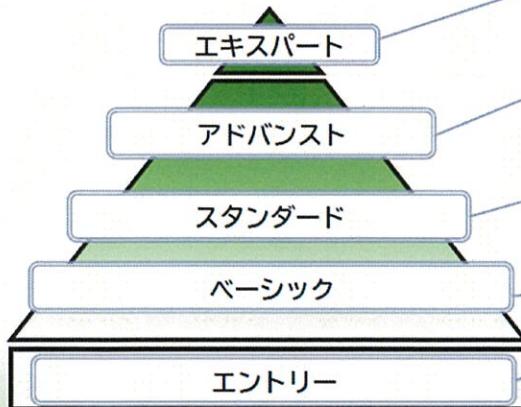
### 1 新試験区分の新設



### 2 データリテラシーレベルに応じた研修体系の整備

統計学やAIを活用したデータ分析の実践と業務への活用を推進するため、データリテラシーのレベルに応じた研修体系を整備

#### 【データリテラシーレベルのイメージ】



#### 【求める知識（○）と技術（●）の例】

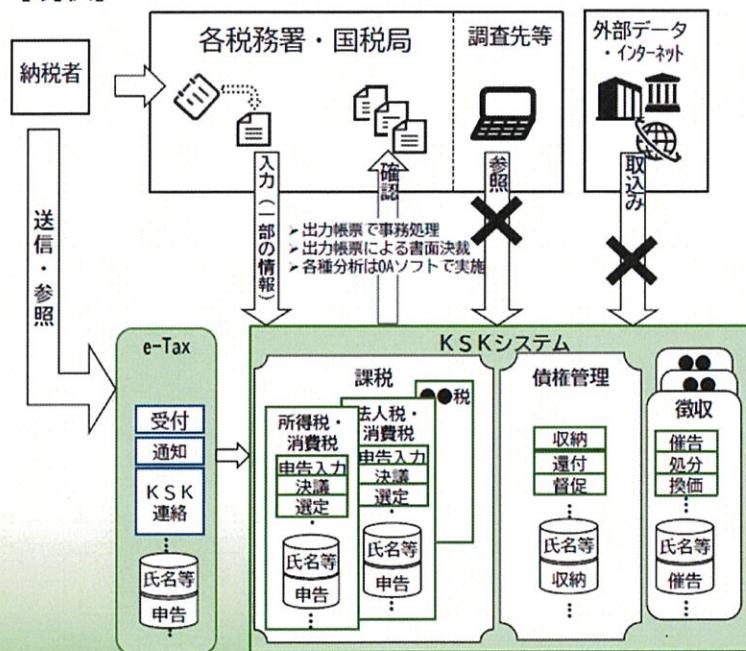
- 統計学や機械学習の高度な専門的知識  
● プログラミング言語による予測モデルの構築
- 機械学習のアルゴリズムや予測モデル構築プロセスの知識  
● 統計解析ツールを利用した高度なデータ加工と分析
- 機械学習の基礎的な知識  
● 可視化ツールを利用した分析
- 統計学とデータ分析の基礎的な知識  
● 基礎的なデータ集計と可視化
- ・ データ分析の意義の理解

## システムの高度化

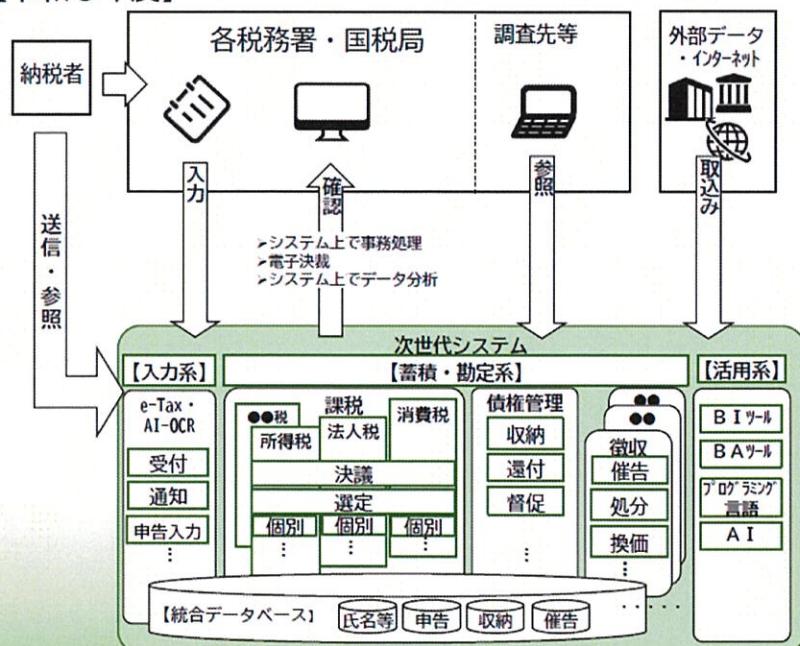
以下のコンセプトに基づき、基幹システムを刷新します。

- ⇒ 書面中心からデータ中心の事務処理（紙からデータ）
- ⇒ 税目別・事務系統別のデータベース・アプリケーションの統合（縦割りシステムの解消）
- ⇒ 独自の大型コンピュータ（メインフレーム）からオープンなシステムへの刷新（メインフレームからの脱却）

【現状】



【令和8年度】



凡例: 機能 テーブル メインフレーム オープンシステム

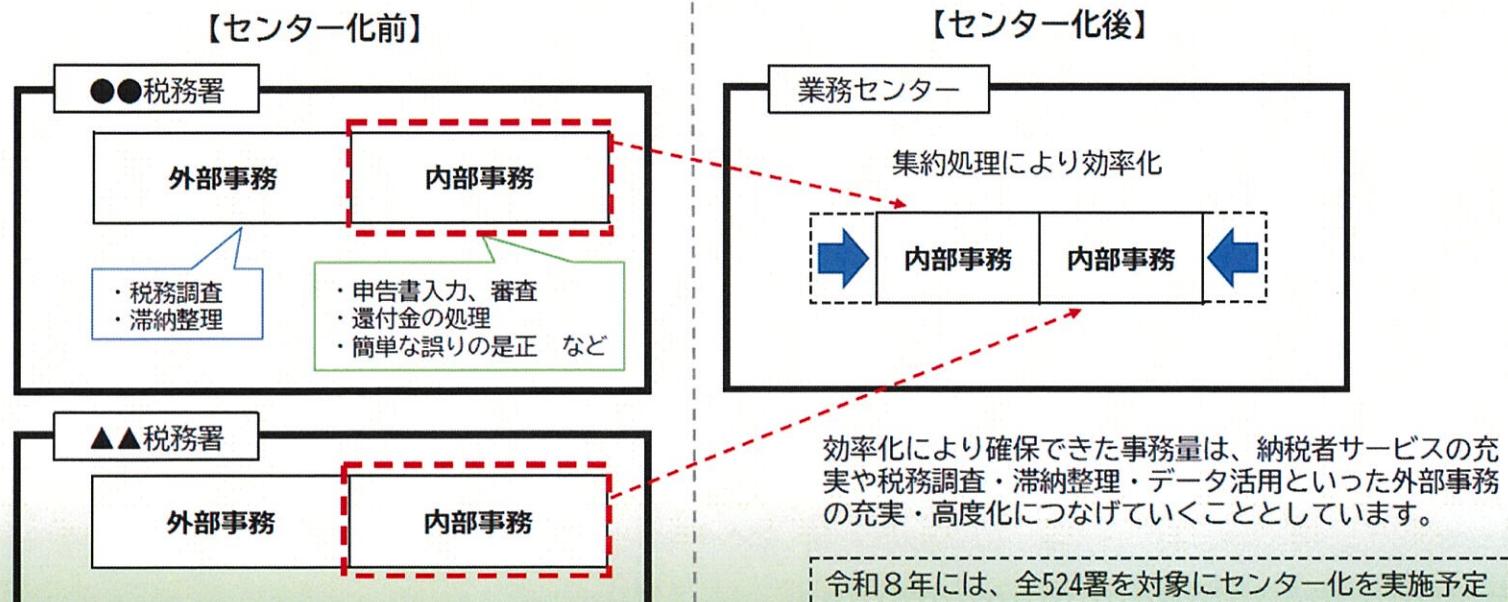
(注)論理的なイメージであり、物理的な機能配置や構成を示すものではない。

29

42

## 内部事務のセンター化

- ◆ 情報のデータ化、データの整備等といったデータ活用の基盤の整備を担うものとして、申告書の入力・審査等の内部事務を業務センターで集約処理する「内部事務のセンター化」を全国で実施します。
- ◆ 業務センターでは、申告書等のデータ化などを行っており、この取組は、国税組織の事務運営をデジタル時代にふさわしいものへと転換する上で基盤となる取組です。



## 参考：大阪国税局管内の取組

### 内部事務を集約する業務センター

#### ○ 対象署の内部事務を集約処理するセンター

名称	<u>大阪国税局業務センター</u>
郵送先	〒532-8548 大阪市淀川区木川東2丁目3番1号 東淀川税務署内
対象署	大阪福島署・西淀川署・東淀川署・大淀署
開始日	令和3年7月12日

名称	<u>大阪国税局業務センター北分室</u>
郵送先	〒530-8515 大阪市北区南扇町7番13号 北税務署内
対象署	浪速署・東成署・北署
開始日	令和3年7月12日

## 参考：大阪国税局管内の取組

### 内部事務を集約する業務センター

名称	大阪国税局業務センター大手前分室
住所	〒540-8542・8543（※） 大阪市中央区大手前1丁目5番44号大阪合同庁舎第1号館 ※ 大阪国税局業務センター大手前分室では、エリア別に郵便番号を分けておりますので、申告書や申請書・届出書等の書類を郵送により提出される場合はご自身の所轄の税務署に対応する郵便番号を記入の上、郵送いただきますようお願いいたします。 なお、エリア別の郵便番号に関しては、下記の郵便番号欄に記載しております。
郵便番号	〒540-8542 【大阪①エリア】 西署・港署・住吉署・東住吉署・西成署・東署・南署 〒540-8543 【大阪②エリア】 岸和田署・泉大津署・泉佐野署・富田林署
開始日	令和6年7月10日

名称	大阪国税局業務センター神戸分室
郵送先	〒650-8540 神戸市中央区港島中町2丁目1番10号 神戸税關ポートアイランド出張所内
対象署	灘署・長田署・須磨署・神戸署・兵庫署
開始日	令和3年7月12日

## 参考：大阪国税局管内の取組

### 内部事務を集約する業務センター

名称	大阪国税局業務センター阪神分室
住所	〒661-8521～8525（※） 尼崎市若王寺3丁目11番46号 ※ 大阪国税局業務センター阪神分室では、エリア別に郵便番号を分けておりますので、 申告書や申請書・届出書等の書類を郵送により提出される場合はご自身の所轄の税務署 に対応する郵便番号を記入の上、郵送いただきますようお願いいたします。 なお、エリア別の郵便番号に関しては、下記の郵便番号欄に記載しております。
郵便番号	〒661-8521 【京都エリア】 福知山署・舞鶴署・宇治署・宮津署・園部署・峰山署
	〒661-8522 【兵庫①エリア】 尼崎署・洲本署・芦屋署・伊丹署
	〒661-8523 【兵庫②エリア】 相生署・豊岡署・加古川署・龍野署・西脇署・三木署・社署・和田山 署・柏原署
	〒661-8524 【奈良エリア】 奈良署・葛城署・桜井署・吉野署
	〒661-8525 【和歌山エリア】 和歌山署・海南署・御坊署・田辺署・新宮署・粉河署・湯浅署
開始日	令和5年7月10日

## 参考：大阪国税局管内の取組

### 行政指導等の一部を集約処理するセンター

#### ○ 大阪国税局管内全署分の行政指導等の一部を集約処理するセンター

名称	大阪国税局業務センター大阪福島分室
郵送先	申告書、申請書等の収受は行っておりません。 ※ 当方から発送した照会文書に対する回答書等の収受を除く。
電話番号	ナビダイヤル 0570-074-331、0570-074-131 IP電話・PHS 06-6448-1306、06-6448-1309 ※ 国税に関する御相談等は、上記電話番号ではなく、電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。
対象署	<a href="#">「行政指導等の集約処理の対象となる税務署 (PDF/116KB)」</a>
開始日	令和3年7月12日

名称	大阪国税局業務センター西淀川分室
郵送先	申告書、申請書等の収受は行っておりません。 ※ 当方から発送した照会文書に対する回答書等の収受を除く。
電話番号	ナビダイヤル 0570-073-131 IP電話・PHS 06-6476-4818 ※ 国税に関する御相談等は、上記電話番号ではなく、電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。
対象署	<a href="#">「行政指導等の集約処理の対象となる税務署 (PDF/116KB)」</a>
開始日	令和3年7月12日

## 参考：大阪国税局管内の取組

### 行政指導等の一部を集約処理するセンター

名称	大阪国税局業務センター南分室
郵送先	申告書、申請書等の收受は行っておりません。 ※ 当方から発送した照会文書に対する回答書等の收受を除く。
電話番号	ナビダイヤル 0570-073-331 IP電話・PHS 06-6768-1140 ※ 国税に関する御相談等は、上記電話番号ではなく、重複相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。
対象署	<a href="#">「行政指導等の集約処理の対象となる税務署 (PDF/116KB)」</a>
開始日	令和3年7月12日

名称	大阪国税局業務センター長田分室
郵送先	申告書、申請書等の收受は行っておりません。 ※ 当方から発送した照会文書に対する回答書等の收受を除く。
電話番号	ナビダイヤル 0570-073-003 IP電話・PHS 078-691-7890 ※ 国税に関する御相談等は、上記電話番号ではなく、重複相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。
対象署	<a href="#">「行政指導等の集約処理の対象となる税務署 (PDF/116KB)」</a>
開始日	令和3年7月13日

## 令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつ廃止について

国税庁においては、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずに行ける社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し(税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX))を進めているところです。

こうした中、e-Tax利用率は向上しており、今後もe-Taxの利用拡大が更に見込まれることや、DXの取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。

※ 対象となる「申告書等」とは、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他の書類のほか、納税者の方が、他の法律の規定により、若しくは法律の規定によらずに国税庁、国税局(沖縄国税事務所を含む。)、税務署に提出される全ての文書をいいます。

## 【留意点】

2025年1月より税務署から返送される申告書等の控えに收受日付印の押なしが行われないこととなります。書面で申告書等を提出(送付)する際は、原則的には正本(提出用)のみを提出(送付)することとなります。

### 《対象となる申告書等》

税務署等に提出(送付)される全ての文書

### 《当分の間の対応》

税務署窓口で申告書等の控えを提出した場合は、収受した日付や税務署名が記載されたリーフレットが交付されます。郵送で提出した場合も、窓口提出と同様に、日付や税務署名が記載されたリーフレットが同封され返送されます。

### 《申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法》

- ①申告書等情報取得オンライン請求：所得税の確定申告書等については、PC・スマートフォン等からマイナンバーカードとe-Taxソフト(WEB版)を使用し、PDFファイルを取得。
- ②保有個人情報の開示請求：税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認。法人の申告書等には利用できません。
- ③税務署での申告書等の閲覧：税務署の窓口において、過去に提出した申告書等を閲覧(写真撮影可)。

# 税務行政の効率化によって取扱いが変更される事項

税務行政のデジタル化・効率化等の観点から、一部の法人に対して納付書の事前送付の取りやめとすべての法人・個人に対して申告書等の控えへの收受日付印の押なつが廃止されます。

## 【納付書の事前送付の取りやめ】

2024年5月送付分から、つぎの法人・個人への法人税、所得税、消費税の確定納付分および法人税、所得税の予定納税分、中間納付分の納付書の事前送付が取りやめとなりました。

### «対象となる法人»

- ・電子申告により申告書を提出している法人
- ・電子申告義務化対象法人(資本金等が1億円超、グループ通算法人など)
- ・ダイレクト納付等で納付書を使用せずに納付している法人

### «対象となる個人»

- ・e-Taxで予定納税額の通知書の通知を希望した個人
- ・ダイレクト納付又は振替納税等により納付書を使用せずに納付している個人

### «留意点»

電子申告を利用せず、税務署から送付された納付書で納付している法人・個人については、引き続き納付書が送付されます。

電子申告義務化対象法人以外の法人については、消費税中間申告書兼納付書は送付されます。

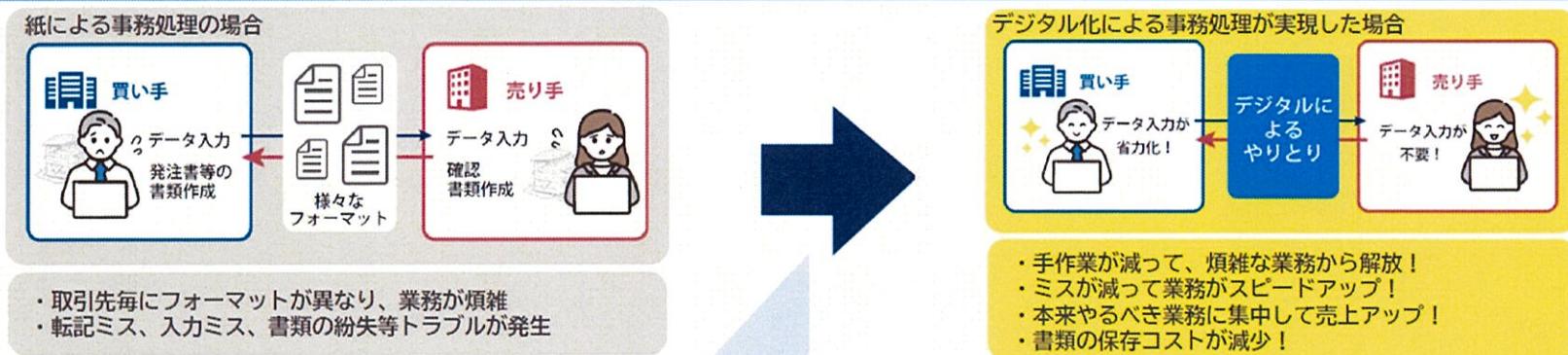
源泉所得税の徴収高計算書は、事前送付取りやめの対象ではありません。

## 目 次

- 税務行政の将来像2023の全体像
- 納税者の利便性の向上
- 課税・徴収事務の効率化・高度化
- ➡ 事業者のデジタル化促進

## 事業者の業務のデジタル化について

- ◆ 国税庁では、令和5年6月に公表した「税務行政の将来像2023」において、これまでの「納税者利便の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化」に取り組むことに加え、新たに「事業者のデジタル化促進」を後押ししていくこととしています。
- ◆ 税務手続のデジタル化だけでなく、日頃行う業務や事務処理もデジタル化されることにより、事業者の皆様において正確性の向上や書類保存コストの低減等といったメリットがあると考えています。



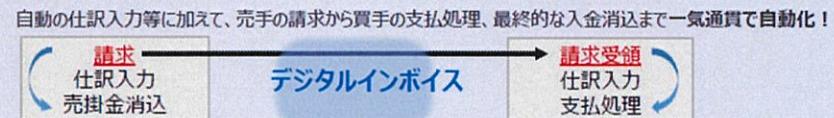
デジタル化のためには・・・

会計ソフトを導入し、スマホやスキャナによるデータ読み取りやデジタルインボイスの利活用が効果的です！

### クラウド会計ソフト等



### デジタルインボイス（デジタル to デジタル）

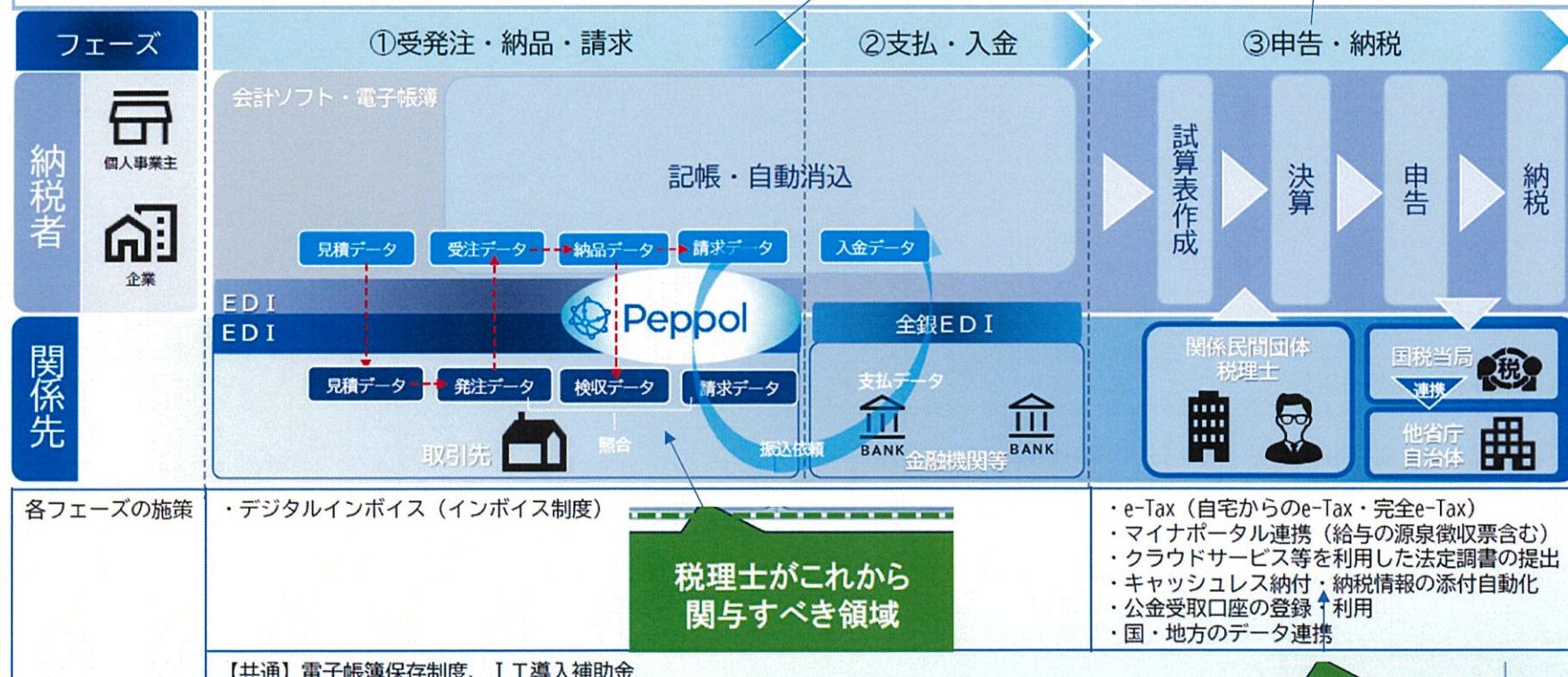


## 事業者の業務のデジタル化（概念図）

### 新たな取り組み

### 従前の取り組み

税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といったメリットを享受できるものと考えられます。



（その他事業者のデジタル化促進のための施策）

・マイページで自己情報の確認、タックスアンサー、チャットボット、年末調整の電子化、マイナンバーカード取得促進

税理士がこれまで  
主に関与してきた業務

33

54

## (参考) クラウド会計ソフト導入による中小企業のDXの事例

令和3年6月15日  
第5回納税環境整備  
に関する専門家会合  
財務省提出資料

- ◆ 創業70年の老舗豆腐屋が、クラウド会計の導入により、販売・経理等の事務処理に係る時間を年間600時間削減に成功（750時間→150時間／年）。
- ◆ 削減した時間を活用し、新規顧客の開拓と新商品開発に積極的に挑戦。

### 従来の記帳業務



手作業で入力・修正



紙で保存



### クラウド会計ソフトの導入後



データを自動で  
取込・仕訳



内容を確認、  
事業の実態把握



電子帳簿保存法の改正で  
紙での保存が不要に

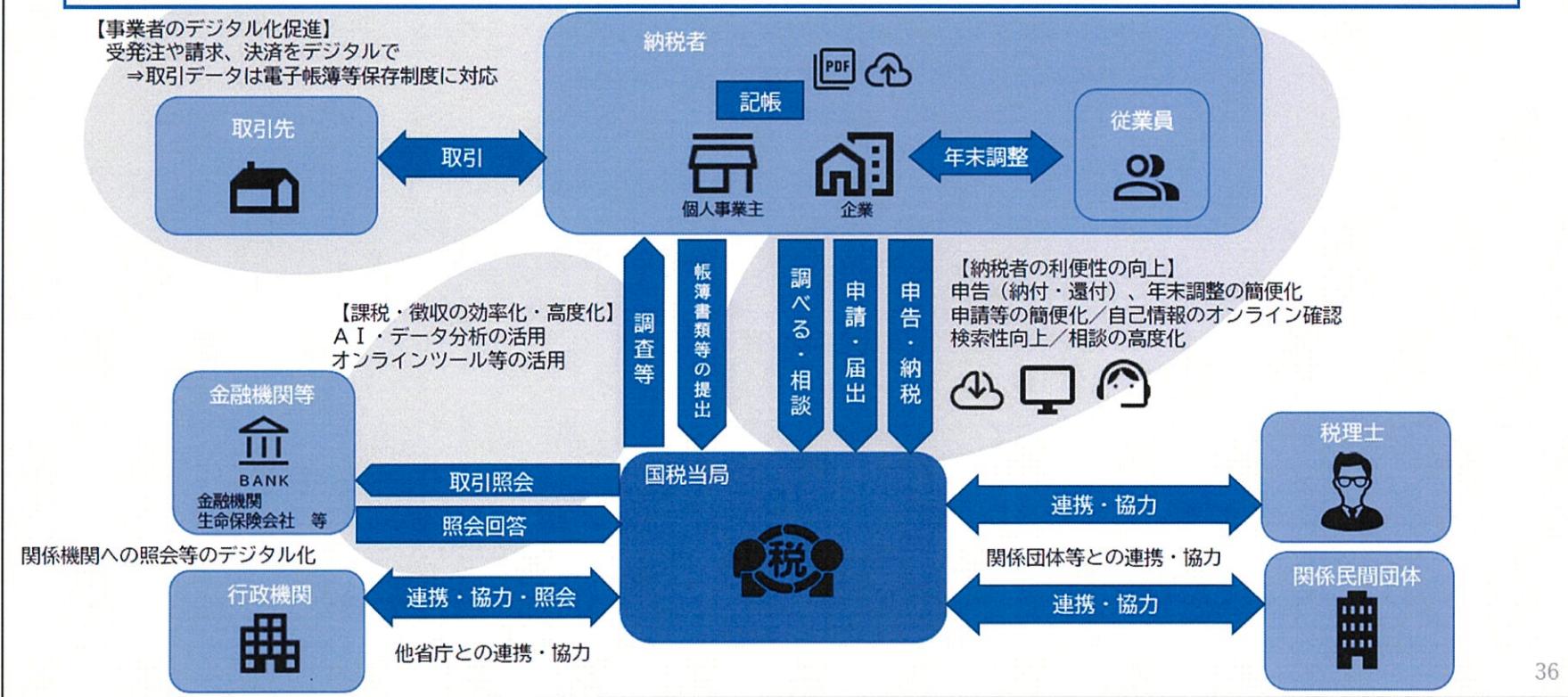
(出所) 政府税制調査会「納税環境整備に関する専門家会合（令和2年10月7日）」  
日本商工会議所等の説明資料に基づき作成

※ 財務省作成資料

## 税務行政に関する各プレイヤーの役割（イメージ）

再掲

- ◆ 税務行政は、実に多様な関係者が関わることで成り立っています。
- ◆ これらの関係を踏まえた上で、一部分だけでなく、全体を俯瞰し全体最適を実現する観点からDXを推進することが重要です。



36

56

## 各種団体等との連携・協力

- ◆ 関係民間団体や税理士会、地元の経済団体など、事業者の業務のデジタル化を支援する団体とも連携・協力しています。
- ◆ 具体的には、以下のような取組を行っています。
  - ・ 経済取引デジタル化共同宣言（税理士会、関係民間団体、経済団体、他省庁・地方自治体、金融機関、国税当局）
  - ・ キャッシュレス納付推進宣言（税理士会、関係民間団体、経済団体、金融機関、国税当局）
  - ・ デジタルインボイス共同宣言（税理士会、関係民間団体、経済団体、国税当局）

### 1 連携する各種団体等のイメージ



### 2 取組事例のご紹介



- デジタル化・キャッシュレス化共同推進宣言  
令和4年4月開催（沖縄国税事務所）  
県経済団体会議と県内DXの共同宣言を実施！
- キャッシュレス納付推進宣言  
令和4年9月開催（熊本国税局）  
県内税務署を含む30機関による共同宣言を実施！
- 税務のデジタル化推進宣言式  
令和4年10月開催（福岡国税局・佐世保署）  
関係6民間団体と連携！
- キャッシュレス納付推進宣言  
～大阪・関西万博だってキャッシュレス～  
令和5年5月開催（大阪国税局）  
大阪国税局が発起人となり、大阪・関西万博を  
協力機関として、88団体と共同宣言を実施！

37

# 税務調査は今後どうなる？

## 調査対象を選ぶ精度や効率がさらに向上する

前述のとおり、データ分析ツールの導入によって、不正や申告誤りの可能性が高い納税者を、今まで以上に効率的に見つけることができるようになると考えられます。

対象を選ぶ際の精度や効率が向上することで、悪質な納税者については、今まで以上に調査が入りやすくなるでしょう。

## 調査の精度や効率がさらに向上する

電子申告の推進、内部事務の効率化、オンラインツールの活用などを通して、調査官のマンパワーを税務調査等の外部事務に振り分けることが可能となります。

そのほか、データ分析ツールの導入や情報収集の効率化などによって、より詳細かつ正確な情報を迅速に得ることができるため、税務調査の精度や効率がさらに向上する見込みです。

そのため、これまで見逃されていた不正等が税務調査によって発見され、指摘を受ける可能性が高くなると考えられます。

# 税務調査は今後どうなる？

税務調査のDX化に対応するには？

適正に申告を行っていれば、税務調査を恐れる必要はありません。

しかし、正しく申告をおこなっていない場合は、デジタルの活用により、これまで隠すことができた不正や見逃されていた申告誤りも、税務調査による指摘を受ける可能性が高くなります。

事業者がおこなう日々の経理事務、試算表や決算書の作成などについても、デジタル化の導入が推進されており、今後は、デジタル化を前提とした「行政サービスの導入」や「税務調査の手法」がさらに拡大することが予想されます。

これらの潮流に乗り遅れないためにも、事業者もデジタル化を積極的に検討することが求められるでしょう。

# 税務調査は今後どうなる？

税務行政が複雑・困難化する中で、国税庁が前述した使命と任務を的確に果たすためには、①幅広い納税者に対する文書・電話等による行政指導等の簡易な接触や納税者サービスの充実等を通じた「適正な申告等の確保」と、②特に悪質な納税者に対する厳正な調査や滞納処分を通じた「不適正な申告等の是正」を、税務行政における2つの柱とし、デジタル技術を活用しつつ、納税者のコンプライアンスリスク等を踏まえた効率的・効果的な事務運営を行うことが重要であると考えています。

## ■ 税務行政における2つの柱

### 適正な申告等の確保

幅広い納税者に効率的・効果的に対応

### 不適正な申告等の是正

特に悪質な事案等に重点化して対応

納税者  
サービス

効率的・効果的  
な事務処理

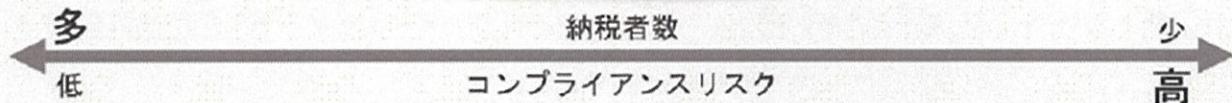
行政指導

署内調査

項目を絞った  
実地調査

深度ある  
実地調査

査察調査、  
滞納処分





◆ 令和6年度 中小企業組合運営指導事業(研修)アンケート ◆

**組合税務②** 講習

中小企業組合運営指導事業（教育・啓発事業）を受講いただき、ありがとうございます。  
皆様のご意見を今後の研修企画の参考にさせていただきたく、是非、アンケートにご協力をお願いします。

1. 貴組合の状況についてお教えください。

- ①組合員数について……………  10未満  10～30未満  30以上
- ②事務局員数について……………  なし  1人  2～3人  4人以上
- ③設立からの経過年数について…  3年未満  3～5年未満  5～10年未満  10年以上

2. 受講者についてお教えください。

- ①ご自身の従事年数について…  3年未満  3～5年未満  5年以上
- ②ご自身の役職について…  役員  職員  その他 ( )
- ③本研修(H23より実施)の受講について…  今年が初めて  以前に参加したことがある

3. 本日の研修をどこで知りましたか。（複数回答可）

- 中央会のメールマガジン
- 中央会のHP
- 大阪府のHP
- 中央会のメールマガジン
- 商工ニュース(メールマガジン)
- その他 ( )

4. 本日のWeb研修を受講した動機を教えてください。（複数回答可）

- 組合課題に合致した内容だったから  将来役に立つ内容と思ったから
- 空き時間に視聴できるから  繰り返し視聴できるから
- 会場へ移動する必要がないから  その他 ( )

5. 本日の講座内容について理解できましたか。

- よく理解できた  ほぼ理解できた  あまり理解できなかつた  理解できなかつた
- 理由 ( )

6. 本日の講座内容は組合運営に役立てるできますか。

- 大いに役立てることができる  役立てることができる  あまり役立たない  役立たない
- 理由 ( )

7. 来年度以降実施を希望する研修テーマを教えてください。（複数回答可）

- 共同事業活性化  外国人技能実習制度
- 事業承継（組合による組合員企業の事業承継支援）  労務管理
- 事業承継（組合員企業のための進め方セミナー）  消費税
- 組合BCP（組合による組合員企業BCP策定支援）  組合会計
- 企業BCP（組合員企業のためのBCP策定セミナー）  組合税制
- 組合ビジョン・事業計画の事例発表  組合法一般
- 組合事業活性化事例発表  定款変更認可申請・登記申請
- トラブル事例対応  その他 ( )

ご協力ありがとうございました。